

第九十四回 参議院建設委員会議録 第六号

昭和五十六年四月二十一日(火曜日)
午前十時十三分開会

| 政府委員 | 建設大臣 | 齊藤滋与史君 |
|-------------|-------------|----------|
| 建設政務次官 | 建設大臣官房長 | 住 丸山 良仁君 |
| 建設省都市局長 | 建設省住宅局長 | 川上 幸郎君 |
| 建設省計画局長 | 建設省計画局長 | 宮繁 達夫君 |
| 建設省監察官 | 建設省監察官 | 升本 達夫君 |
| 環境庁水質保全課長 | 環境庁水質保全課長 | 豊嶽 一君 |
| 環境庁水質規制課長 | 環境庁水質規制課長 | 橋元 徹志君 |
| 厚生省環境衛生局長 | 厚生省環境衛生局長 | 森 一衛君 |
| 水道環境部環境整備課長 | 水道環境部環境整備課長 | 渡辺 一志君 |
| 建設省都市局下水道部長 | 建設省都市局下水道部長 | 杉戸 大作君 |
| 井上 勝君 | 坂野 重信君 | 遠山 啓君 |
| 植木 光教君 | 堀内 俊夫君 | 坂野 重信君 |
| 遠藤 要君 | 増田 盛君 | 坂野 重信君 |
| 谷川 寛三君 | 青ヶ久保重光君 | 坂野 重信君 |
| 中村 稔二君 | | 坂野 重信君 |
| 増岡 康治君 | | 坂野 重信君 |
| 赤桐 操君 | | 坂野 重信君 |
| 小山 一平君 | | 坂野 重信君 |
| 原田 二宮 | | 坂野 重信君 |
| 三木 忠雄君 | | 坂野 重信君 |
| 上田耕一郎君 | | 坂野 重信君 |
| 栗林 早司君 | | 坂野 重信君 |
| 江田 五月君 | | 坂野 重信君 |

委員の異動
四月十五日 辞任 秦 豊君
四月二十日 辞任 松本 英一君
補欠選任 小山 一平君

出席者は左のとおり。

宮之原貞光君
坂野 重信君
堀内 俊夫君
増田 盛君
青ヶ久保重光君

説明員
事務局側
員 常任委員会専門

行政管理庁行政
監察局監察官
環境庁水質保全
局水質規制課長
厚生省環境衛生
局水道環境部環境
整備課長
建設省都市局下
水道部長
橋元 徹志君
森 一衛君

○下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○住宅・都市整備公団法案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○委員長(宮之原貞光君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、秦豊君が、また、昨日、松本英一

君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として江

田五月君及び小山一平君が選任されました。

昭和五十六年四月二十一日(火曜日)
午前十時十三分開会

政府委員 建設大臣 齊藤滋与史君

○委員長(宮之原貞光君) 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、前回政府より趣旨説明を聽取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小山一平君 新経済社会七ヵ年計画において、

昭和五十四年度から六十年度までに二百四十兆円の社会資本投資、そのうち下水道投資十八兆二千億となっておりました。これが三月においてこの七ヵ年計画の見直しを政府が決定をいたしました。六十年度達成目標を一年おくらすこととして投資総額を百九十兆円としたのであります。ることは当然各公共事業は縮小を余儀なくされます。都市計画審議会の答申において下水道事業については当面目標六十年度ごろまでに五五%の普及率、七十五年度ごろまでに九〇%の普及率達成を目指といたしまして建設省はこの線に沿つて計画し、努力をされてきたものと思います。当面目標において今回の第五次下水道計画が完全に達成されたとしても、この当面目標は一%おくれるようつて、七十五年度ごろを目標とした普及率は当然大幅なおくれを見ることにならうかと思います。このことについて建設省はどういうふうにお考えでござりますか。

○政府委員(升本達夫君) 今回の第五次の五ヵ年計画におきましては、御指摘のとおり当初要求は五五%の六十年度末達成を目指して、結果延ばされましたが、それがそれなりに達成された結果、下水道投資額につきましても六十年度末目標としては若干の削減を余儀なくされたわけでございます。その結果といいたしまして、六十年度末の第五次五ヵ年計画の目標年

千六百七十三億円。そしてその結果として管渠において五八・五%、処理場において四二%の達成率でございまして、その結果、普及率を一七・二%伸ばして四〇%にしようとした目標でありましたけれども、伸び率はわずかに七・一%に終わって、五十五年度末の推計として三〇%弱にとどまっています。なお、これを分析をいたしますと、第四次の実績は、普及率一%を引き上げるに要した費用は約一兆円であります。ところが、第五次計画を見ますと、一%アップにつき八千四百億円となっております。

こういう過去の実績を検討いたしますと、第五次計画における普及率の伸び率をいま計画している限りではいかにどうふうに考えられるわけですか。

○政府委員(升本達夫君) おただしのとおり、第四次の五年計画の実績は計画に比してかなり下回った実績でございます。したがいまして、第五次計画も計画どおりの達成が困難なのではないかというおただしかと存する次第でございますが、第四次の五年計画期間中に計画に反して実績が伸びなかつた理由といたしましては、いろいろ考えられるわけでございますが、一つの大きな理由は物価騰貴、これは一般的な物価騰貴による事業量の伸びが抑えられたということ、さらには、大変込み入った市街地環境の中で事業を整備するというおとから、事業工法の関係から当初予定されたものより事業費がかさむ工法の採用というケースが非常に多くなつていて、さらには、処理場等のいわゆる地域に対する問題施設につきまして、いわば公害現象の除去といふような観点、あるいはこれをさらに地域に親しみあるものにするという観点から緑地化をするとか、あるいは処理施設にふたをするとかいうような経費を要したこと等の事情によりまして計画達成がむずかしく、困難になつた、このように私どもは考えておるわけでございます。

得ないお立場でしよう。したがつて、計画立案されることは、何年か先に向かつてまで責任を負うといふ厳しい姿勢が大事だと思います。いずれにいたしましても、大変自信もありのよう御答弁でございますので、私はまだ第五次も第四次の二舞を踏むのではないかという心配を持っておりますけれども、これから推移を厳しく注目していきたい、せいぜい計画どおり実現できるようやつてみせていただきたいということを申し上げております。

次は、流域別下水道整備総合計画についてでござりますが、水質環境基準の指定を受けた水域は二年以内に流総計画を策定するよう行政指導が行われております。個々の下水道計画はこの流総計画を上位計画とすることとなつてゐるわけあります。現在水域指定は二百五カ所程度と思いますけれども、このうち流総計画の策定が完了している地域はどのくらいありますか。

○政府委員(升本達夫君) 流域別下水道整備総合

計画いわゆる流総計画、私どもがこの流総計画を必要とされると考えております個所数が約百九十九カ所ございます。これを水域の数で申し上げますと約三百八十水域という数になるかと思います。この個所につきまして現在かなり広範に調査を実施いたしておりまして、五十五年度末に調査が済んでおりますのがこのうち百五十六カ所、水域数で申し上げまして三百十六カ所というふうに申します。ただいまおだいしの流総計画が計画として確定しているのはどれだけかということとでございますが、このうち建設大臣の承認が済んで、最終的に確定をいたしました個所数が二十カ所、それから水域数で申し上げますと四十三水域ということになつております。

○小山一平君 この計画は下水道計画の上位計画

とされているということを考えますと、こういう

いまのような数字から見ると今後の下水道整備計

画を進めていく上にかなりこれは問題があるんじやないかというような感じがいたしますが、

〔委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席〕

いかがでしようか。こういうことが後になつていろいろ困難な問題を残すことになつてはならないという私は心配があるわけです。

たとえば、寝屋川流域下水道計画は全国で最初に着工された事業で、すでに十五年も経過してい

るわけです。一体この内容はどうなつてあるのか、普及率は十五年たつて順調に伸びてきたの

か、あるいはまた工場排水の規制が不十分のため規制基準を超えるような重金属の蓄積などとい

う問題もあわせてあるのではないか、いろいろ話を

を聞くとそういう問題があるよう聞いております

が、こういう問題も事前ににおける流総計画と下

水道計画とのしっかりとセットの部分で欠くる

点があるとそういういろいろな問題も出てくると

思われるわけですが、いかがでしようか。

○政府委員(升本達夫君) 流総計画が下水道計画

の前提になるべきものではないかというおだいし

でございましたけれども、法律上流総計画につき

ましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 寝屋川流域下水道のことをいま聞

いたんです。

○説明員(遠山啓君) 御指摘のよう、寝屋川流

域下水道が進められることが望ましいわけでござります。

手したこところでございまして、大阪府におきまし

てもこの事業の遂行には精力的に取り組んでおり

まして、先駆者としての流域下水道の実績を持つ

ております。現在のところ一番進んだ状態にな

つております。普及率等につきましてはいま数字

を持ちませんので、後で御報告いたしたいと思ひます。

○小山一平君 どうも言葉がよくわからないんで

すが、いろいろ問題がない、順調に寝屋川流域下

水道計画は進んできました、そして現在良好な状況で

運営がなされている、こういうことですか。

○説明員(遠山啓君) 計画をいたしまして現在ま

でにすでに十数年たままして、その間のその流域

における状況の変化等ございまして、現在大阪府

におきまして一部の計画の見直しということを検

討中であるというふうに聞いております。

た調査の期間がございました。先ほど申し上げま

したように調査済みというものがかなりの数に上つております。この調査の段階で関係の都道府県市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をまとめ上げるということになっておりますので、その過程において技術的な意味においてもまた社会的意義においても意見調整が十分行われているというふうに私どもは理解をしております。したがいまして、実質的にはその調整が行われた調整結果に基づいて必要な流域下水道あるいは公共下水道の整備計画も立ち得るというふうに考えております。もともこれもいわば便法的な処理といふふうに私ども理解をしております。できるだけ早い時期に各流域について終局的な計画が定められ、それに従つて

○小山一平君 いろいろ問題があるということでございまます。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでございますが、たとえば人口のその流域における集

中的度合いとかあるいは一人当たりの水の使用的な意味においても意見調整が十分行われています。したがいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 いまのお答えでも、いろいろ問題

が生じて検討を加え、いろいろ問題が克

服されるような方策をいま進めようとしている段階だというふうにお聞きしたが、それでよろしい

わけですか。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでござ

ります。この調査の段階で関係の都道府県

市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をま

め上げるということになっておりますので、そ

の過程において技術的な意味においてもまた社会

的意味においても意見調整が十分行われています。した

がいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 いまのお答えでも、いろいろ問題

が生じて検討を加え、いろいろ問題が克

服されるような方策をいま進めようとしている段

階だというふうにお聞きしたが、それでよろしい

わけですか。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでござ

ります。この調査の段階で関係の都道府県

市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をま

め上げるということになっておりますので、そ

の過程において技術的な意味においてもまた社会

的意味においても意見調整が十分行われています。した

がいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 いまのお答えでも、いろいろ問題

が生じて検討を加え、いろいろ問題が克

服されるような方策をいま進めようとしている段

階だというふうにお聞きしたが、それでよろしい

わけですか。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでござ

ります。この調査の段階で関係の都道府県

市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をま

め上げるということになっておりますので、そ

の過程において技術的な意味においてもまた社会

的意味においても意見調整が十分行われています。した

がいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 いまのお答えでも、いろいろ問題

が生じて検討を加え、いろいろ問題が克

服されるような方策をいま進めようとしている段

階だというふうにお聞きしたが、それでよろしい

わけですか。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでござ

ります。この調査の段階で関係の都道府県

市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をま

め上げるということになっておりますので、そ

の過程において技術的な意味においてもまた社会

的意味においても意見調整が十分行われています。した

がいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 いまのお答えでも、いろいろ問題

が生じて検討を加え、いろいろ問題が克

服されるような方策をいま進めようとしている段

階だというふうにお聞きしたが、それでよろしい

わけですか。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでござ

ります。この調査の段階で関係の都道府県

市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をま

め上げるということになっておりますので、そ

の過程において技術的な意味においてもまた社会

的意味においても意見調整が十分行われています。した

がいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 いまのお答えでも、いろいろ問題

が生じて検討を加え、いろいろ問題が克

服されるような方策をいま進めようとしている段

階だというふうにお聞きしたが、それでよろしい

わけですか。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでござ

ります。この調査の段階で関係の都道府県

市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をま

め上げるということになっておりますので、そ

の過程において技術的な意味においてもまた社会

的意味においても意見調整が十分行われています。した

がいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君 いまのお答えでも、いろいろ問題

が生じて検討を加え、いろいろ問題が克

服されるような方策をいま進めようとしている段

階だというふうにお聞きしたが、それでよろしい

わけですか。

○説明員(遠山啓君) おおむねそういうことでござ

ります。この調査の段階で関係の都道府県

市町村と十分意見交換、協議をして調査結果をま

め上げるということになっておりますので、そ

の過程において技術的な意味においてもまた社会

的意味においても意見調整が十分行われています。した

がいまして、実質的にはその調整が行われた調整

がございましたけれども、法律上流総計画につきましては水質環境基準が定められた公共水域につ

いて、その環境上の条件を水質環境基準に達せし

めるためにその公共水域ごとに総合的な基本計画

を定めなければならないというふうにうたつてお

るわけでございまして、趣旨はまことにおだいし

のとおりだと思うわけございますが、法律上の

定められなければ下水道整備計画が立てられない

たてまえいたしましては、必ずしもこの計画が

ございまして、大いに今後そのような方向に努力

をいたしてまいりたいと考えております。

○小山一平君

す。皆さんはこういう一連の批判や提言についてどういふうに評価をされておりますか。

○政府委員(升本達夫君) 私どももかねがね、た
だいま御指摘がありました中西氏の論文等も拜読
をいたしております。論調について

直していくという態度が重要なと思います。」
「う態度でこれから取り組んでくださいますか。
○政府委員(升本達夫君) いろいろな御意見を参考にしながら、私どもこれから下水道整備をより的確に適切に実施をしてまいらなければならぬと、いろいろ考えておる次第でござります。
○小山一平君 流域下水道の問題点を一々挙げて
議論をいたしまと、これは長い時間がかかるからです。

たいのは実情の御認識にわれわれとの隔たりが大き過ぎる面があるのでないかというような感じがいたしました。ただ、御指摘のように流域下水道が大きい、大きいがゆえにデメリットももちろんございます。しかし、それを上回るメリットもあるということについても十分比較検討の上で最適な整備計画を選ばるべきものというのが私どもの基本的な考え方でございますので、そのような観点からすると御批判を申し上げたい点が多々ございます。

○小山一平君　それはそうでしょう。いろいろな批判が、全くそのとおりですと言つたら変なことになりますから、皆さんは皆さんなりに考え方を持つておられて、そこに食い違いのあるのも私は当然だと思います。しかし、役所の通例として、とかく自分たちが立案したりあるいは提起したりしたものについては、それがいろいろ問題が生じてもメンツにこだわるのか、権威にこだわるのか知りませんけれども、なかなかまづかった点がみずから気がついてもこれを早期に改善をしていく、方向を変えしていくことが困難だ、こういう本的に困った体質を持っていると私は常常思つております。私もいろいろな意見が一〇〇%賛成ということばかりではありませんけれども、しかし私のように現場で公害問題に取り組み、下水道問題で苦労をした立場から見ると全く同感うなづける点が非常に多い。こういうのが私の感想です。

そこでぜひ一つ、これからいろいろ議論をしていきますが、建設省もいろんな意見などを謙虚に聞いて、そして見直すべき点があつたら早期に見

直していくという態度が重要なだと思います。」
○政府委員(升本達夫君) いろいろな御意見を参考にしながら、私どもこれから下水道整備をより的確に適切に実施をしてまいらなければならぬといふに考えておる次第でございます。
○小山一平君 流域下水道の問題点を一々挙げて講論をいたしますと、これは長い時間がかかるので、どうい私の持ち時間ではその他の大事な論議もできなくなりますから、若干ピックアップして一、二、三の点で見解をただしておきたいと思いますが、いまも巨大な流域下水道にはデメリットあるがメリットもあるということでござりますが、デメリットの方がメリットより大きかつたらこれは何にもならぬわけですが、果たして大きくなると断言することができるのかどうか、大変私は疑問に思います。不経済性の最も大きな幹線管渠であると言われています。それから巨額な流域下水道というものが経済的な優位性を持つてゐると断言することができるのかどうか、大変私は疑問に思います。流域下水道の反対運動対策のための補償費行投資である。また施設利用率の低率、それに伴う遊休施設という部分がかなり大きくなる。さらには処理場用地の反対運動対策のための補償費行投資である。また施設利用率の低率、それに伴う遊休施設という部分がかなり大きくなる。というのもこれはもう大きくなればなるほど支出をしなければならないんです。こういう一、二、三の点にわたるデメリット部分というのもメリットの部分というのを比較検討をして、皆さんにはメリットの方が多いというふうに確信を持って言えますか。

流先の状況、それから下水道整備に関する費用効率分析、こういった諸項目について十分調査し、関係の自治体の意見を総合して計画を作成し、その計画の定めに従つてより適切であると思われる場合に流域下水道あるいは公共下水道、こういうことで整備をいたすたてまえになつておるわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては、ただいま実施をいたしております流域下水道についてはすべて少なくとも実質的な意味での流総計画に基づいて的確な整備方式を選ばれた結果流域別下水道が選択された、このよろに考えておりますので、現実におきまして私どものただいま申し上げました見解を修正すべき必要はないものというふうに考えておるところでござります。

○政府委員(升本達夫君) 確かにおただしの間に、河川が自然浄化作用を保っている段階におまして、その作用の能力の範囲内で下水処理水が受け入れられる状況にあるならば、できるだけ自ら河川に処理水を流すべきだというふうに私は考えておるわけでございます。しかしながら、一般的に特にこのような流域別の大がかりな下水処理を必要とするような場所につきましては、その当該地の河川のいわゆる自浄作用を上回るよう污水が出てくる。したがって、そのような河川の処理能力を上回る汚水をそのような状況下にある地主の河川に放流するわけにはまらない。そこでこれを下へ持つてくるなり、あるいは特別な処理をして負担を軽くして放流せざるを得ない、このようなことになるわけでございまして、下水の処理は、河川の自浄作用の限界を越える汚濁負荷をカットするために、いわば自然浄化作用を短時間的に処理して自然に戻してやる、このために行わなければならないものというふうに理解をいたしております。この考え方立ちはじめ、先ほど申し上げました建設省絵画によりまして具体的な放流先が決定される、整備計画が立てられるというふうに考えておりますので、むしろおただしに反して恐縮でございますが、私どもは河川の自然浄化作用を守るために、必要に応じ流域下水道の整備を行つていいというふうに理解をしております。

求など非常に強いので、私のところはそれを待たずに公共下水道を独自に計画して実施をしたいという事例がたくさん出でております。そして、皆さんの方もそれを承認されて事業が行われていることも知っています。私は、これからもこういいう計画をする自治体といふのは出てくると思います。そこで、すでに計画を実施している自治体は皆さんも承認されてやっているんですが、これからもそういう自治体が出てきたら、これを承認して、公共下水道を認めていくというふうに考えてよろしく、ございます。

○政府委員(升本達夫君) 流域下水道につきましては、おだだしの点の問題点もございますが、ま

ず技術的な面あるいは経済的な面で、その地域に最適な効果をねらって整備するものでございますので、これができ上がった時、あるいはでき上がった後のトータルとして考えて振り返つてみた場合に、それがより適切であったということについては、私どもはその確信は持るがないものでござります。しかしながら、その反面におきまして、かなり大がかりな工事でございますから、御指摘のようないくつも時間がかかり過ぎるというような御不満があることも十分承知をいたしております。これは確かに流域下水道の一つのデメリットかと思ひます。

そこで、これは私ども基本的に計画を修正するということよりは、やはりその計画どおり、計画に合わせた進行と、いまままでやつておりましたものある程度反省に立ちまして、処理場も必ずしも

も全部能力を豊富に持つたものを一齊につくらなくてもいいではないかといふような部分的な手直しを検討しまして、より合理的な方法で計

画の達成が図れるように努力をいたしまりたい。したがいまして、そのような努力を積み重ね

ることによりまして、できるだけ上流部についても早い時期に流域下水道を御利用いただけるようお願いいたきたい。ただいまの主要なテーマとして、公共下水道を認めさせて、なおかつ分離することが合理的であることを考えております。

○小山一平君 私のお尋ねしたのは、皆さん立場とすれば当然ですが、何しろ最終目標が私は予定どおりにはいかぬと思うけれども、いつたとしても二十年も先の話なんだということですか

ら、ある自治体が流域計画の中に加わつていても、とても待ち切れないと、みずから公共下水道をやりたいというときには、これを認めていくのかいかないのかということをお答え願いたいというお尋ねです。

○政府委員(升本達夫君) その自治体単一でお考えになった場合に、その方が有利であるというよ

うなことはあり得るかと思います。しかしながら、その流域全体で見て果たしてどちらがよりベ

タードであるかというのは非常にむずかしい問題でござりますので、直ちに若干の時間のおくれですが

まんできないということゆえで流域下水道計画から離脱をしていただくことを認めるということ

は、私どもの立場としては適切ではないのではないかというふうに考えております。

○小山一平君 すでにその事業を承認して、現に

その事業が行われている部分もあるわけでしょ

う。ですから、皆さんが「たん流域下水道とい

う」。ですから、皆さんが「たん流域下水道とい

御指摘のよう下水道事業は、わかつておつても事業形態としてやるということになると、先生も御経験のようになかなかむずかしいわけで、それで担当としても苦しんでおるわけあります。特に計画そのものが非常に膨大なものになつておりますけれども、日本の下水道事業が過去二十年そこらで始まつたといふような状況を見たときに、何としてもだんだん都市化していく日本の生活環境を守つていかなければならぬといふことで、つい計画も積極的になりますし、事業もいつつい大きくなる、あるいは二十一世紀には住民の七割、一億が流域に住むというような状況を見るにつけ、やはりこの問題は御理解をいただきながら積極的に進めていかなければならぬ問題であるわけであります。ただ、おしかりを受けるような形であつてはならないわけで、あくまでもこれは地域住民の方々のためにやる事業であるといふことの理解のもとに御理解をいただいて進めること事業であろうかと思ひます。

皆さんここでちょっとと思い上がりがあるのです。おまえたちのためにおれたちはいいことをやつてやるんだ、それを何をわからぬことを言つていいのだ、強制収用しようが反対を押し切ろうがいまにきっとわかる日も来るだろ、こういう思い上がりが根底にあるのです。だから局長のよくなああいう本音がちらつと飛び出したりするのだと思いますが、やはり私は大臣のおっしゃるように強制収用なんという手段はとるべきでない、住民の反対運動があつたらどんな努力をしてもその合意を取りつける、この基本姿勢はひとつ今後とも貫いてほしい、こういふうに希望を申し上げております。

○政府委員(升本達夫君) 下水道整備は、再三お聞きいたしました。これは今までの巨大計画に對する反省に基づくものでありますか。それからいままでいろいろ構想を練り、計画を立ててきた中で、こういう小規模な事業というのもやることが適当である、こういう判断に立ったからですか。

ただしのようだに大変状況が立ちおくれております。しかし、特に地方部におきましては自然保護の観点あるいは下流部における都市用水等の水利作用というような観点から、どうしても早く下水道整備を行わなければならないという地域が増大しております。このような地域におきまして下水道整備を促進いたしまりますために、現在の流域下水道におきましては、御承知のとおり計画人口が十万人以上というようなかなり大規模な対象地域を想定し、この場合の条件に當たるものに最もが流域下水道を実施できるというふうにいたしております。したがいまして、先ほど申し上げましたような要請にこたえますためには、より小規模な小回りのきく流域下水道という方式が適切な方式ではなかろうかというふうに考えまして、今後第一種の流域下水道を創設いたした次第でござ

という問題に私は大変疑義を抱いております。たしか昭和四十年ごろになりますと公害問題といふものが大きく噴出をしてまいりまして、全国の河川、湖沼などの大変な汚染が大問題になつてきました。当時、私は上田市長をしておりましたが、島崎藤村が歌い上げた「千曲川旅情の歌」ではありますか、詩情に富んだ大変美しい川と私どもが自負していたんですが、あんな山国でありますから、この千曲川の汚染といふものが大変顯著になつきました。私は、信州大学の織維学部長であられた小泉先生を中心にして、大学の有力メンバーにいろんな調査をお願いいたしました。市を中心に三十キロ区間ぐらいの、そこに住むウグイ、オイカワ、フナなどの調査をしていただきますと、何と最高値でカドミウムが〇・一三ppm、亜鉛が百六十一ppm、クロムが〇・四五ppm、ニッケルが一・八四、銅が三・四、鉛が一と、いう高濃度な重金属が検出をされたわけであります。魚でこうですから、水虫、水あか、川底の泥などになりますとこれをはるかに上回る重金属が検出されました。

いうものは尋常な下請におろすわけです。下請は仕事が欲しいから仕事を受けて、そして大変危険な毒物をひそかに川に流す、こういう仕組みがいま申し上げたような状況になつたわけあります。いまこれがかなり厳しい規制を受けるようになりました。しかし、現在の下水の処理方法は活性汚泥法です。これは生物処理法とも言われるものでござりますから、毒物が流入してくればこの生物は死滅をいたします、あるいは減少をいたしません。したがつて、工場排水の中にこうした種類の重金属が流されてまいりますと、処理機能は低下あるいは麻痺するという危険性を持つていてものでございます。

そこで私は、公共下水道であれ流域下水道であれ、工場排水の受け入れというものは——それは工場にもよります。食品工場のようにBODなどに限られるようなものは別といたしまして、重金属類を使うというようなものを受け入れていく。または受け入れていくことが下水道の重大な使命だ、下手をすれば住民の生活污水よりもこっちの方が重大ではないかと考えているのではないかと言われるような姿勢が見える。私は、どうも下水道受け入れという問題に大変憂慮の念を抱いております。何かこの流域下水道は、広範な地域を計画をしていくというのは、定住構想などとも関連をして、これから考えられている地域における工場立地の受けざらづくりが根底にあるのではないか、皆さんから見れば何と言うか知らないが、私はそんな危惧さえ感じられるわけであります。皆さんは下水道に工場污水をどんどん入れていくということについてそういう心配は抱いておりませんか。

— 1 —

ございます。しかしながら、現在の都市の状況からいたしますと、都市における生活あるいは事業活動のために公共施設を整備する、その公共施設の基本的な一つでございまして下水を整備するといいます場合に、やはり都市の市街地全体を対象として整備を図っていくというのが一番合理的なものではないかというのが私ども基本的な考え方でございます。

特にわが国の町の状況を見ますと、住宅、商業施設、工場、いろいろ混在をしているという地域が非常に大半の地域でございます。したがって、そのような土地利用の状況にかんがみましても、これは工場の污水は別にということは実際問題として非常にむずかしいし、また効率的でもないのではないかという考え方をいたしておるわけでございます。また、一口に工場と申しましても、これはいろいろな種類の工場がございます。たとえば食品加工業のような工場でございますと、それから出てまいります污水というのはほとんど一般家庭の排水とまぜて処理するに適した污水でもあるわけでございます。したがって、おただしのよう特殊な重金属等につきましては一つの包括的な体系の中に取り込むものではあるけれども、その下水道を利用していただく前提として十分その工場の責任において重金属等の害物は除去していただくというたてまえで下水道法が組み立てられておることは御承知のとおりでございます。

そこで私どもいたしましては、したがいましてその考え方につとりまして、できるだけ各工場について、特に毒物排出の工場について十分除害施設の設置を御努力いただきたいということで低利融資措置あるいは税制上の特別償却措置等をもちましてその設置の御努力をお願いしているわけでございます。また法的上のたてまえといたしまして、必要な罰則制度あるいは改善命令というようなものの制度も十分に利用しながらできるだけその毒物の除去の徹底を図つてまいり、かようになります。

一日も早く先進国に追いつこうとするじみではあるが壮大な事業構想だと私は評価をいたします。しかし、現地の実情というものを知っている者にとっては、この事業というものは非常に困難性が伴うということを申し上げたいわけです。そして下水道というものは、私はこういうふうに思うんです。下水道というものは、その地域に住む人々が自分たちの出したものは自分たちで処理するという地方自治の原点とも言うべきこれが固有の事業でなければならない。これを軽視をすると、この私が壮大な事業構想と言つた事業というものは実を結ばない。私はそう思ひうんです。

地域は多様な条件を持つた環境でございます。そこでこれは極力、すべてとは言いませんが、極力自治体と住民が一体となつてこの事業を推進をする。そしてみずから健康、公衆衛生、水質の保全、環境の保全という重要な命題に立ち向かわなければならぬというものが基本でなきやならない。何でも大きなものをこしらえて、おまえたちのものはみんなめんどうを見てやるからここへ持つてこいなどといふ、そういうお仕着せではこの事業というものはますます困難になるということです。そこで大臣、基本的な考え方として根底にしつかり据えるべきは、こうした事業は自治体と地域の住民がみずから責任と努力で解決をするという自治体固有の事業であるということこの原則、すべてがこうというわけにいかないにいたしましても、これが根底に据えられるべきものだと私は思ひうんです。どうでしょうか。

○國務大臣(齊藤滋与史君) 下水道に対する理念といいますか、考え方、まさしく小山先生おっしゃるとおりでよろしいんだと思います。また、私自身もそのような考え方に基づいてこの事業は進められたるべきものであらうかと思ひます。いたしましても、自治体、地域住民のコンセンサスを得て事業がなされるものであるし、それがなくして事業も達成できないわけで、そうした向きでこれからもその基本理念は曲げずに進めてまいりたい、このように考へるものでござります。

一日も早く先進国に追いつこうとするじみではあるが壮大な事業構想だと私は評価をいたします。しかし、現地の実情というものを知っている者にとっては、この事業というものは非常に困難性が伴うということを申し上げたいわけです。そして下水道というものは、私はこういうふうに思うんです。下水道というものは、その地域に住む人々が自分たちの出したものは自分たちで処理するといふ地方自治の原点とも言うべきこれが固有の事業でなければならない。これを軽視をすると、この私が壮大な事業構想と言つた事業というものは実を結ばない。私はそう思ひうんです。

地域は多様な条件を持つた環境でございます。そこでこれは極力、すべてとは言いませんが、極力自治体と住民が一体となつてこの事業を推進をする。そしてみずから健康、公衆衛生、水質の保全、環境の保全という重要な命題に立ち向かわなければならぬというものが基本でなきやならない。何でも大きなものをこしらえて、おまえたちのものはみんなめんどうを見てやるからここへ持つてこいなどといふ、そういうお仕着せではこの事業というものはますます困難になるということです。そこで大臣、基本的な考え方として根底にしつかり据えるべきは、こうした事業は自治体と地域の住民がみずから責任と努力で解決をするという自治体固有の事業であるということこの原則、すべてがこうというわけにいかないにいたしましても、これが根底に据えられるべきものだと私は思ひうんです。どうでしょうか。

○國務大臣(齊藤滋与史君) 下水道に対する理念といいますか、考え方、まさしく小山先生おっしゃるとおりでよろしいんだだと思います。また、私自身もそのような考え方に基づいてこの事業は進められたるべきものであらうかと思ひます。いたしましても、自治体、地域住民のコンセンサスを得て事業がなされるものであるし、それがなくして事業も達成できないわけで、そうした向きでこれからもその基本理念は曲げずに進めてまいりたい、このように考へるものでござります。

○國務大臣(齊藤滋与史君) 下水道に対する理念といいますか、まさしく小山先生おっしゃるとおりでよろしいんだだと思います。また、私自身もそのような考え方に基づいてこの事業は進められたるべきものであらうかと思ひます。いたしましても、自治体、地域住民のコンセンサスを得て事業がなされるものであるし、それがなくして事業も達成できないわけで、そうした向きでこれからもその基本理念は曲げずに進めてまいりたい、このように考へるものでござります。

あります。

そこで私は、この使用料といふものは引き上げにも限度があります。どの辺までが妥当かという検討もこれから皆さんにしていただきたいと思いますが、経営形態が多様ですからアンバランスになるのはやむを得ないにしても、余り極度な負担を求めるというわけにはいかない限度がある。そうしたときに、地方財政が下水道財政によって大変な危機に陥るということがあってはならない。そのためには私は、下水道財政を健全化するための必要な助成措置といふものをお願いをしなければならないと思うんです。

まず、下水道には補助対象率といふのがある。この引き上げを皆さんが求めたけれどもどうとう恐らくこうしたいま申し上げたような事態に対応して、そして下水道財政を改善をしようという考え方からこういう引き上げの要求をされたものと思えます。ところがこれがうまくいかなかつた。ぜひこれは今後引き続き引き上げの実現を図つてほしいというふうに思ひますし、それからその他の補助率についても現状の改善が必要だと思ひます。いまの下水道財政を圧迫する最大の原因はこの補助対象率にあるんです。ですからこのことをひつ皆さんよく検討されて、そして下水道財政改善のための引き上げ措置を講ずるために格段の御努力をお願いをしたいと思います。どうぞお答えください。

○政府委員(升本達夫君) 補助対象率につきましては、第一次五ヵ年計画、第二次、第三次、第四次と逐次改善に努めてまいりて現状に至つておるわけでございますが、なおかつ現状において、もちろん私どもとしてもこれで十分というふうに理解をしているわけではございません。問題は国の財政状況との兼ね合いでございまして、今後そのような状況が開けるならば、補助対象率の引き上げに努めまいりたいと考えております。

○小山一平君 下水道財政問題でもう少し突っ込んだ議論をしたかったんですが、もう持ち時間が

わずかになつてしましました。

そこで私は、補助の格差といふものに非常に疑義がある。この格差の是正を図つてほしい。

まず第一に、流域下水道と公共下水道との格差がある。私に言わせれば、皆さんは公共下水道を流域下水道の方へ誘導するという政策意図がある。ようと思えるんです。流域の方へ手厚く補助金を出しておいて、こっちの方が経済的だ、君たちは公共下水道でやるよりもこっちの方が得だと、そんなことはないでしよう。同じ条件でやって公共下水道の方が経済性に富み、効率的な運営ができるというのであればこれはいいんです。こんなに差をつけておいて、自転車とオートバイで競争をやらせるようなことをして、自転車がだめだからオートバイの方がいいだろうなんと、そういうことはいけません。

それから大都市ですね、指定都市と一般都市との間に大きな格差がある。皆さん、大都市は資本ストックがあるはずだ、財政力が豊かなはずだというふうにおっしゃるけれどもむしろ、東京でも大阪でも調べてみると、大都市の下水道財政

の意見ばかりでなくて皆さんとのところへいろんな提言、勧告が行つてゐるはずです。この補助金格差の是正によつて下水道財政の健全化を図る、ぜひ

ひそういう方向をとつていただきたいと思ひます。が、これについてのお答えをお願いいたします。

○政府委員(升本達夫君) 二点おただしがございましたかと思うわけでございますが、第一点の、流域下水道について補助を厚くしているのはそれによつて誘導する試みではないかとおおだしまでございましてけれども、御承知のように流域下水道は大変広域的に効果を持つものでござります。

し、それからその整備の緊急度といふものも広範囲にわたつて認められてゐるわけでござります。

下水道事業は、御案内のように言うはやすく行

そのような施設の性格から公共下水道より国としかたしというなかなかむずかしい問題もあるわけありますけれども、先進国と言われるよう

差をつけさせていただいているわけでございます

が、私どもは流域下水道であれ公共下水道であれ、とにかく下水道の普及を図ることが第一の着眼点というふうに考えておりますので、特に流域下

水道に比重を置いて促進しなければならないとも思つてゐるわけではございませんので、あくまでもこの施設の性格から国としての関心度合いに若干差があるというふうに御理解をお願いしたいと思うわけでございます。

それから、第二点のおただしがございます補助対象率につきましては、確かに指定都市と一般都市にかなりの格差がございます。これは財政力云々いうお話をもちろんございますけれども、多分に歴史的な経緯のあることも事実でございます。したがいまして、私どもいたしましてはこの格差というのやはり少くなるのが望ましいことだというふうに考えておりますが、一つは、

御承知のような、現在の大変厳しい状況下で補助対象率の引き上げに国庫を注ぎ込むことが即普及率の前進をおくらせるというような効果になつてしましますので、なかなか私どもとしてもむずかしい課題というふうに考えておりますけれども、御指摘の趣旨はよく踏まえてこれから状況を考えながら努力をいたしてまいりたいと考えております。

○委員長(宮之原貞光君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(宮之原貞光君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

特にいま御案内のとおり、行政改革で補助金一割カットだといろいろこう騒がれてゐるわけです。この中にあつて、建設省の五ヵ年計画が、都市公園だとか住宅だとかこの下水道を含め各種の五ヵ年計画等の計画が予定をされつゝいるわけ

質疑のある方は順次御発言を願います。

○三木忠雄君 この法案に入る前に、大臣に一言伺つておきたいんです。

大臣、最後に、いまこれだけの私と建設省とのやりとりがあつたわけですが、これを踏まえて、今後大臣がわが国の下水道整備事業を進めていく御決意をお聞かせをいただいて、私の質問は終わりにさせさせていただきます。

○國務大臣(青藤滋与史君) 小山先生から、さすがに御経験豊かでありますので、実際の経験に基づいていろいろと示唆、御教導をいたしましたことをお礼申し上げます。

下水道事業は、御案内のように言うはやすく行くべきななかなかむずかしい問題もあるわけありますけれども、先進国と言われるよう

なつたわが国が非常にこの問題についてはおくれてゐるということの実を見つけて、何として

も欧米先進国並みに下水道事業の全きを期して、しっかりとこの豊かな国に住んでおる住民が快適な生活環境のもとに今後生活し得るような環境づくりのために努力する所存でございます。

もとより、事業はむずかしいからといって消極的にならず、諸問題等々を排除しながら、地域の方々のコンセンサスを得てりづばな事業を進めています。ありがとうございます。今後とも御指導を賜りますようにお願いを申し上げる次第であります。ありがとうございます。

一方の御指摘につきましては、確かに指定都市と一般都市にかなりの格差がございます。これは財政力云々いうお話をもちろんございますけれども、多くある所存でございますので、経験に基づいた一の御指摘につきましてはおお今後とも御指導を賜りますようにお願いを申し上げる次第であります。ありがとうございます。

それで、この施設の性格から国としての関心度合いに若干差があるというふうに御理解をお願いしたいと思うわけでございます。

それから、第二点のおただしがございます補助対象率につきましては、確かに指定都市と一般都市にかなりの格差がございます。これは財政力云々いうお話をもちろんございますけれども、多くある所存でございますので、経験に基づいた一の御指摘につきましてはおお今後とも御指導を賜りますようにお願いを申し上げる次第であります。ありがとうございます。

でありますけれども、まず、この点について大臣はどういう所感を持っておられますか。

○国務大臣(齊藤滋与史君) なかなかお答えしにくい御質問をいたいたわけでありますけれども、行政改革と五ヵ年計画、御案内のように、五

ヵ年計画は建設省関係は五つをお願いをいたしてあります。いずれも社会資本の充実、国民生活に欠かせない関係のものばかりでございます。したがいまして、何ヵカットということはまだ別に明示されておるわけではないわけでありますけれども、どのような形で先生御指摘のような優先順位をつけしていくのか、あるいはなべてペーセントについてのそうした指示があつた場合にやつていくのかということについては、まだ基本的な方向づけがなされておりませんので、どちらを優先といふことについては、考え方としては、固まるといふよりもまだそこまで思考をいたしておりません。したがいまして、今後の推移を見ながら、初年度を五六年度に控えた五ヵ年計画というものは、ともかくにもいすれも必要欠くべからざるものばかりでござりますので、公共事業関係につきましては何とか、財政厳しい折ではあります

が、全体の中の優先順位からいへば優先の位置づけをしていただいて皆さん方の御希望に応じるような形で進めてまいりたい、このように現在のところは考えているところでございます。

○三木忠雄君 私、新聞のどうこうはとるつもりはないですけれども、これは冗談の話だと思うんですけれども、建設大臣はずいぶんがんばっているらしい、行政改革に対して建設関係は反対だ、こういう――反対かどうかは知りませんけれども、しかし、鈴木内閣の一員として行政改革を進めいかなければならぬということについて

は、これは考えていらっしゃるわけでしよう。

○国務大臣(齊藤滋与史君) これはもう現在の状況を見て、鈴木内閣の一員として当然総理の示す方針に従つて私たちも行政改革、財政再建は最重

要課題というふうに承知いたしておりますので、その点につきましては協力をするということをは

つきり申し上げておきます。

ただ問題は、私は公共事業の位置づけというものは違つた考え方立つものでございます。それ

はそれとして、御案内のような国際情勢の中で日本経済が非常に停滞をし、国民经济を圧迫してお

るという事実を見たときに、本年度の成長率等の達成の向き、あるいは今後の財政収入の面から見ても、公共事業については相当配慮を持つて対

処しないと、民間が冷えているという状況であれば、ほかにやる事業というものは公共事業しかないわけです。しかも、東北、北海道のような寒冷

地、地域にもよりますけれども、やはり民間経済の活力に影響を与えるというのは公共事業が柱になるというように私は考えておりますので、全体的から見れば公共事業の波及効果というものはそ

うないという方もいらっしゃいますが、冷え切った経済、社会であればあるほど民間ででき

ないものは公共でやるしかないんで、そういうよ

うな考え方で何とか公共事業関係につきましては、同じやるにしても思考の次元を変えて国民経

済に波及する活力を与えるという次元から考えていくべきものではないかなということは日ごろから考へておるわけで、これはいまあからさまに言

うとなかなか影響するところが多いのですから余り積極的な発言はいたしておりませんけれども

も、ともかくにも建設省の所管するこうした公

共事業関係につきましては、行政改革あるいは財政再建に協力をしながらも、一つの考え方としていま申し上げたわけでございます。

○三木忠雄君 いまの大臣の答弁からしますと、

鈴木内閣が考へておる一括カットという問題に対する相当抵抗の発言を受け取れるわけです。そう

しますと、鈴木内閣が一割カットだと、平均で

幾らカットするか最終的にはわかりませんけれども、実際そういう姿の発言には、考え方には、

これが正直言つて建設省はまだ親切だなどという感じが私はしているわけです。他省のことは言いたくないけれども、たとえば港湾五ヵ年計画といふ

ことは、具体的にもう三年ぐらいで次の五ヵ年計画を

出してやつておるわけです、達成が不可能だから

結末を全然つけないでいる。こういう政府の五ヵ

年計画は各省非常に多いわけです。そういう点か

ら見ると建設省は比較的、金の分捕り合いをして

いる建設省という何かいろんなニックネームがついて協力していくということであるわけでござい

ます。

○三木忠雄君 これ以上その問題は詰めませんけれども、そうしますと、いずれどういう形で補助金カットをするか何をするかは今後煮詰まつてくる、臨調との問題の絡み合わせがあると思いますけれども、建設省内ではいすれは優先順位をつけられるを得ないと思つておる。建設省内ではいすれは優先順位をつけた上で、やはりこの五ヵ年計画の修正をせざるを得ないと思つておる。建設省内ではいすれは優先順位をつけた上で、やはりこの五ヵ年計画の修正をせざるを得ないと思つておる。建設省内ではいすれは優先順位をつけた上で、やはりこの五ヵ年計画の修正をせざるを得ないと思つておる。

○三木忠雄君 これまでの問題は詰めませんけれども、建設省内ではいすれは優先順位をつけた上で、やはりこの五ヵ年計画の修正をせざるを得ないと思つておる。建設省内ではいすれは優先順位をつけた上で、やはりこの五ヵ年計画の修正をせざるを得ないと思つておる。

○三木忠雄君 これまでの問題は詰めませんけれども、建設省内ではいすれは優先順位をつけた上で、やはりこの五ヵ年計画の修正をせざるを得ないと思つておる。

○三木忠雄君 この問題はこの程度にとどめてお

今までいろいろなことがありましたから、これから徐々におくれた一般都市の整備についても手を回していく、厚くしていく面が必要ではなかろうか。特に、全国の開発あるいは調整を図ります国土庁の考え方でも、定住圈構想というようなことも打ち出されている状況もございます。このような構想に沿って日本全国をバランスのある発展を図るということになりますと、一般都市のおくれといふこともやはり気になるところでございます。その辺についても配慮しながら全体としての下水道の整備促進を図つてまいる観点で指定都市のうち御指摘のような一部の都市については若干負担が厳しくなっているという状況はもちろん十分承知しているわけでございますけれども、その辺も含めまして指定市の努力も期待しながら全体としての下水道の整備に御助力をお願いしていきたい、かよう考へておられるわけでございます。

○三木忠雄君 それだけ議論していますと時間がないんですけれども、この五次五計の中だとえば環境対策の問題だとかあるいは特殊工法の問題等についても指定都市周辺ではやはりそれは残つていいくんじゃないかと思うんです。そういう点から考えますと、四次五計のおくれた原因というものが十分克服されないんじやないか。したがつて五次五計で四四%にした根拠はどこに原因をしていると考えているんですか。

○政府委員(升本達夫君) もちろん積算の根拠はありますと市街地普及率たとえば九〇%を考えた場合に、何年ごとに大体下水道は完備すると考えていいんですか、七十五年とは言つておるんだけど。

○政府委員(升本達夫君) おただしのように、私どもの長期構想といたしましては七十五年と申しますが、二十一世紀初めという時点におきまして九〇%に至りたい。これはその時点の市街地部分

については一〇〇%、その他の部分については六〇%ということで、加重平均値で九〇%、こう言つておるわけでございますが、その長期目標に到達するまでにもう少し時間がかかるのではないか

○政府委員(升本達夫君) 新規政策としての第二種流域下水道のねらいです、これはどういう考え方にしておるのか。

○三木忠雄君 それから、今度の五次五計の中で新規政策としての第二種流域下水道のねらいです、これはどういう考え方にしておるのか。

○政府委員(升本達夫君) 先ほど申し上げました五カ年計画の事業費が全部確保され、しかも先ほど来御説明しているような条件が現実のものとなって進行いたしますという前提が満たされる限り到達し得る目標ではないかと考えております。

○三木忠雄君 それから、採用の基準は何を基準としてやつていくのか、この点について。

○政府委員(升本達夫君) 御承知のとおり、流域下水道は県が施行主体となるかなり大規模な下水道でございまして、現在では計画人口十万以上と達するまでにもう少し時間がかかるのではないか

○政府委員(升本達夫君) これを同じ伸率を用いて、先に延長いたしてしまった第五次の五カ年計画の最終年度までの四四%、この現時点の計画の伸率、毎年度の伸び率

で定めました下水道の総投資額が、五十三年価格でございますが十八兆一千億。この投資額をもちらしてその時点で整備計画をつくりましたとき

○三木忠雄君 そうしますと、これは長期の方針で定めました下水道の総投資額が、五十三年価格でござりますが十八兆一千億。この投資額をもちらしてその時点で整備計画を立てたわけでございます。

したがつて、その五五%に行き着くという前提を置きまして現在までの使い分、五十三年度、五十四年度の実績を控除してこれから必要な額を積みます。したがいまして、五十六年度を初年度

とする五カ年で十七兆四千億を用いれば五五%とさいます。したがいまして、五十六年度が一年半延びたという

○政府委員(升本達夫君) 八六%という時点でおこなわれますと、おおむね九〇%と考えていただいていいと思いますので、先ほど申し上げましたように、大体その時点における市街地については一〇〇%もしくはそれに近い普及率が確保できるようになりますと期待をしているわけでございます。

○三木忠雄君 これは、流域下水道の問題は後でお聞きしますけれども、たとえばいろいろ反対闘争等があつてついぶんいまおくれているわけでしょう。こういう問題がないと想定してそうでしょうか。

○政府委員(升本達夫君) 先ほど申し上げました五カ年計画の事業費が全部確保され、しかも先ほど来御説明しているような条件が現実のものとなつて進行いたしますという前提が満たされる限り到達し得る目標ではないかと考えております。

○三木忠雄君 それから、採用の基準は何を基準としてやつていくのか、この点について。

○政府委員(升本達夫君) これは先ほどの趣旨のとおり、流域下水道は県が施行主体となるかなり大規模な下水道でございまして、現在では計画人口十万以上と達するまでにもう少し時間がかかるのではないか

○政府委員(升本達夫君) これを同じ伸率を用いて、先に延長いたしてしまった第五次の五カ年計画の最終年度までの四四%、この現時点の計画の伸率、毎年度の伸び率

で定めました下水道の総投資額が、五十三年価格でござりますが十八兆一千億。この投資額をもちらしてその時点で整備計画をつくりましたとき

○三木忠雄君 そうしますと、これは長期の方針で定めました下水道の総投資額が、五十三年価格でござりますが十八兆一千億。この投資額をもちらしてその時点で整備計画をつくりましたとき

○政府委員(升本達夫君) 説明を若干省略させていただきますが、先ほど申し上げました計画人口による相違のほかに補助の条件が違つております。現在までの流域下水道、これから第一種

○政府委員(升本達夫君) これが、これまでの制度でございますと公共下水道で対応せざるを得ない、つまり市町村単位

○三木忠雄君 それから処理場については四分の三という率になつて、これを現在までの制度でございますと公共

ております。今回創設を予定しております第二種の流域下水道におきましては、計画人口三万人以上ということのはかに、補助率といいたしましてハイドもそれから処理場も三分の一と、こういう国庫補助率を予定いたしております。これは当然計画人口の多少、施設の地域に及ぼす影響の度合い、あるいは緊急性、その他諸般の条件の差異に着目いたしまして補助率の差を設けたわけでござりますけれども、このような条件になつておりますので、実際の運用に当たりましては、計画人口十万以上という条件に当たるところであれば第一種の流域下水道が選択されることになります。三万人程度あるいは十万以下のようない計画人口の地域につきましては、これは第二種流域下水道が選択されることにならうと考えているわけでございます。

○三木忠雄君 流域下水道の促進がなかなかむずかしいために小さくしようという考え方方に立ったんじやないですか、この第二種の考え方、そして補助率を上げようと。けさほどからいろいろな議論をされておりましたけれども、私もこの流域下水道というの何でも反対じゃありませんけれども、やはり各自治体いろいろな処理していくのが本来の姿だと思うんです。だから補助率とかこういう補助対象等を拡大して流域下水道へ持つてこよう。勘ぐった話じやありませんけれども、下水道事業団の仕事が大分なくなってきたから、そういう方向で流域下水道の方向に回す仕事を大分つくるような感じがしているんじやないかと。各市町村でやつて、官公需の中小企業の拡大という問題から考えても、非常にそういう問題ができるようになれば私は理想だと思うんです。それは政府の誘導策として流域下水道あるいは第二種流域下水道というような感じにこう拡大しているような、補助率をそういう方向に持つていて誘導しているような感じがするわけありますけれども、これは間違っていますか。

○政府委員(升本達夫君) 現在環境問題が一般的に大変重要な課題になつておることは御承知のと

おりでございまして、地方の状況を見ますと、やはり自然保護という観点からどうしても下水道と流域によつて大変逼迫しておるという状況もござます。そのような状況下において自然の流水をできるだけ清潔な状況に維持していくという必要性から下水道の整備が何としても急がれている地城がございます。やはりこのような地域に対応して、いわゆる水質環境基準の達成を早期に図る、できるだけ清潔な状況に維持していくという必要性から下水道整備では手が回りかねるというように考えられるところが何点かございます。そのようなところに対応する手だてといたしまして現行の流域下水道では余りにも小回りがきかな過ぎるという判断で第二種の流域下水道事業を創設した次第でございます。

○三木忠雄君 それは議論を細かくすれば分かれることろだと思います。

○政府委員(升本達夫君) 次に、本来の流域下水道でけさほどからいろいろ議論されておりましたので、重複するところは避けますが、端的に言つて流域下水道のメリットというのは、どういうふうにお考えになつておられるところだと思います。

○政府委員(升本達夫君) トがあると思うわけでございますが、やはり一番顕著なのは、河川の流域に沿つて対象地域を総合的に考えるという発想でございますので、下水の施設、管渠、処理場といった施設をどこにポイントを置いてどういうふうに整備をしていくかという場合に、市町村という小さな行政区画単位にとらわれの必要がない、その流域全体の自然的形状、社会的条件、地理的条件のほかに費用効果分析を行いまして、よりベターなものを選ぶという観点に立つて精査をいたしまして、十分地元の地方政府とも御相談をして決めるわけでございます。

○政府委員(升本達夫君) 御報告申し上げますと、五十四年十月時点でおこなった調査結果については、先生がお挙げになつた数字のように承っておりますが、その根柢については私どもちょっと責任ある御答弁がいたしかねるわけでございま

ております。今まで用地取得が非常にむずかしいということなりました。行政区域にとらわれないで、水流の状況から適切な地点を選べるということが非常に大きなメリットになってまいるのではなかろうか。

さらには、派生的な問題かとも思いますけれども、処理場の用地取得とかあるいは管渠の敷設に当たってかなり高度な技術者あるいは担当者が必要でございますけれども、こういう担当者、技術者をいわば県段階でブルー的に育成し、利用していく、使っていくということが考えられるというようなメリットもあるうかと思います。

○三木忠雄君 いろいろな議論がある中で、流域下水道の投資効率が非常に悪い、あるいは経済性に非常に疑問があるという意見を述べる人たちが多いのです。こういう点については局長はどう考えていらっしゃいますか。

○政府委員(升本達夫君) 経済的に不経済であるという御主張をされる向きがあることも私ども承知をいたしておりますが、この点について、われわれは計画論的に言ってどうも理解しがたいのではないか。これは流域下水道を選択する前提といたしまして、流域別下水道整備総合計画をつくることを考えておるわけですが、この総合計画の策定に当たりまして、十分地形の状況、社会的条件、地理的条件のほかに費用効果分析を行いまして、よりベターなものを選ぶという観点に立つて精査をいたしまして、十分地元の地方政府とも御相談をして決めるわけでございます。

○政府委員(升本達夫君) でも集約的な維持管理ができる、こういうような条件がございます。それから、そのような発想でございますので、処理施設を集約して建設することができる、したがつてまた維持管理の面からかなりコストの低減が期待できるということが一般的なメリットとして考えられようかと思ひます。私が一般的なメリットとして考えられることは私どもの方の調査によりまして得ました数字を

全国の総下水道施設につきまして約八五%，それから流域下水道では約八〇%という数字になつております。さほどに不効率な状況が現実にあるというふうには理解をいたしておらないわけでございます。

○三木忠雄君 これは調査した時点でのいろいろ違つたあるかもしれません。やはり公共下水道の方がよく使われ、流域下水道の方が数字的にどこでどうなつたか細かくは押し問答する必要はないと思いますけれども、自治体としては流域下水道に賛成したけれども、けさほど来小山委員からも指摘されておりました、流域下水道はいいと思っていろいろ進めてきたけれども、なかなかでき上がらない。そうすると、上流の方は早く自分たちだけでやつた方が早い、住民の要求も早くかなえられる、こういう声があちらこちらに起つてきているのは私は事実じゃないかと思うんです。そういうふうと、やはり二重投資のような考え方にならざるを得ないんじゃないか。したがつて、脱退要件とかいろいろある。この後、境川の問題でお聞きしたいと思いますけれども、やはり豊田市なんか脱退するとか、いろいろな問題が起つていろいろの点で努力をしていくことが、施行されると、これは流域下水道を当初の計画から変更した方がいい、あるいはもういまはメリットよりもデメリットの方が多いという観点からいろいろな反対運動や地方自治体が脱退をしようとも思つた方が早い、こう思つたくなります。されども、この問題についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(升本達夫君) 先ほど来申し上げました流域下水道なるがゆえのメリットという点に対応しまして、デメリットという点で考えられますのは、やはり一つは処理場の処理施設、これはメリットで申し上げたことのちょうど彼らの関係でございますけれども、これが集約的に一ヵ所に置かれる、あるいは二ヵ所、三ヵ所でございますが、かなり集約したかつて置かれる。そのために、いわばその置かれた町村から見ますと、自分のところ以外のところの汚水も引き受けざるを得ないということがかなり感覚的な抵抗感を生んでいます。

それからもう一つは、いまおだなしのようにかなり大規模に計画的に仕事を進めてまいらなければならぬ關係上、これは下水道の施設の持つ性格から当然下の方から固めていかなければいけないということで、上流部に属する町村については確かに時間がかかるというような問題指摘があることも事実でございます。

そのようなデメリットについては、私どももメリットとして当然十分理解をしておるわけでござりますけれども、やはり先ほど来申し上げておきました總体としてのメリットとの比較考量におきまして、流域下水道の整備というのは促進する方向で努力をいたしていかなければならぬといふように考えておるわけでございまして、たゞいま申し上げましたデメリットの点につきましては

十分計画の段階からの御相談、御理解はもとより、実施の段階に当たつてその節その節に十分に理解を求めるように努力をしていくことが、施行される方の側あるいは地元公共団体の側に必要ではないかと考へています。

○政府委員(升本達夫君)

ただいま申し上げましたデメリットの点につきましては、どういうふうな問題点があると建設省は理解しておりますか。

○政府委員(升本達夫君)

主な理由は、どういうふうな問題点があると建設省は理解しておりますか。

○政府委員(升本達夫君)

主な反対理由といたしまして、終末処理場に他の市町村からの汚水が流入する。それから

第二点といたしまして、悪質な工場排水が流入す

ることによって水処理が阻害され、公共水域の汚

濁原因となつて下流の利水に支障を生ずる、それ

からまた汚泥焼却の際に重金属類が大気中に放出

されるというような問題がある。それから第三点

といつましまして、処理場の設置によりまし

ておきます。

○三木忠雄君 長期間かかるという流域下水道のいわば見直しというような点で、たとえば下流

から上流まで一つの一貫したものに考へていたも

のを若干分離して考へる。流域下水道なるがゆえに処理場は必ずしも一ヵ所でなければならないといふことではございませんので、そのような形で組み立て直したという例はあつたよう記憶をしております。

○三木忠雄君

この間愛知県ですか、機動隊導入、第二の

原発と、そういう見出しでちょっと新聞に見たことがあります。先ほど局長から、地元住民の理解という話ですが、案外得られていないんじやないか、あるいは計画の段階で具体的な説明が行われていないんじやないか、そういう問題がトラブルの大きな原因になつてているのじやないかと考えるわけでありますけれども、その点についてお尋ねいたします。

そのような各説、各論がその反対の潜在的な主張にはなつていただかとは思うわけでござりますが、直

接的には、境川の例で申しますと、処理場の用地として計画されている土地を持っておられる農民

の方が、直接的にみずから土地を取られること

について、生活再建という問題も含めてのこと

で申しますと九十五処理区に至つております。こ

の事業実施中の流域下水道につきまして九十五

流域下水道を実施いたしております。処理区の数

んで、いまの段階でおただしのような事実があつたということについてはちょっと私どもお答えの用意がございません。そういうお話は直に私は伺つてはおりません。

○三木忠雄君 豊田市の方は三好町とかそういう方から脱退をしたいとかあるいはやめたいと、こういう方向で、それでは工場排水も処理を少なくするとか、いろんな条件を勘案して愛知県としてはこの終末処理場等も縮小するという計画を進めたらしいんです。ところが計画を決めたその問題点を無視して住民を逆なでするような感じになつてしまつてここはトラブルが起つたというふうに私たちには聞いています。そういう点については建設省はもう少し分析をされる必要があるんじゃないですか。やはり反対が九ヵ所もある、あるいは訴訟が三ヵ所も行われているというこの問題に、今後行われる流域下水道の対策として私は参考になる問題点もあるだろうし、あるいはいろいろな問題を解明する一つの材料にもなつてくるんじゃないかな。やはり地域住民に対する理解を、あるいはコンセンサスを得られないような何らかの問題点、先ほど局長が述べたこの五点の中の何点かいろいろな点であるんじやないかと思うんです。

○政府委員(升本達夫君) 先ほど来申し上げましたように、この点についてももう少し分析をされた方がいいように考えますけれども、いかがですか。

○政府委員(升本達夫君) 先ほど来申し上げましたよろんな経緯があつたということは容易に想像ができるわけでございます。したがいまして、このような経緯でござりますので、このような長期の経過をたどつてきたということ自体に——私も直にそのおただしのようなことは耳にはいたしてはおりませんけれども、やはりそれに類するいろいろな経緯があつたということは容易に想像ができるわけでございます。したがいまして、このような長引くようなこと自体に問題点が含まれているという認識で、御指摘のように、これからこのような問題については十分早目に事実を把握して適切な指導ができるような体制を持ってまいりたいと私も考へておる次第でございます。

○三木忠雄君 この流域下水道事業の平均的規模、あるいはいろいろ大きさは大小あると思うん

ですけれども、大体流域下水道は建設省としては平均どのぐらいの期間で、これは各六十九ヵ所いろいろありますけれども、大体どのぐらいで計画が実施できるとお考えになつておられますか。

○政府委員(升本達夫君) かなり流域下水道の地域の状況によつて差があつらかと思います。大体平均的に申しますと、人口規模は五十万人ぐらいというようなことになりますし、大変腰だめで申しあげないんです。大体十年ぐらゐの所要期間は予定しなければいけないだろう。当初の認可に当たつてはそのくらいをめどにして期間を設定いたしておりますが、現在までの状況にかんがみますと、なかなかその期間内におさまり切れないのであらうといふような感じがいたします。

○三木忠雄君 先ほどのこの反対運動の中に工場排水の受け入れということとはいろいろ問題がありますが、現在我までの状況にかんがみますと、なかなかその期間内におさまり切れないのであらうといふような感じがいたします。

○政府委員(升本達夫君) 先ほどこの反対運動の中で申しますと、一・六回というような回数にまづきます工場への立入検査を延べ約三万二千回実施をいたしております。これを工場一ヵ所当たりにいたしますと、一・六回というような回数にまで上つております。なおこの監視体制はさらに今後とも一層強化をいたしてまいりたい。

それからなお、この監視体制の一環いたしまして、人力にもなかなか限りがございますので、自動監視機器の開発に努めておりまして、現在シンアン等の幾つかの項目については自動的に観測できる段階まできております。このような機器を随時適切に活用するというようなことも今後の対応として十分に考えてまいりたいと思っております。

○政府委員(升本達夫君) 下水道に流入する工場排水の規制につきましては、これは御承知のとおり下水道法におきまして水質汚濁防止法による規制とほぼ同様の規制がこの水質についてかかる規制とおなじであります。したがいまして、重金屬等については十分に工場においてこれを除去された上で下水道管に流し込んでいただきたい、そのような義務づけをしているわけでございます。しかしながら、現実の対応におきましてはなかなかたてまえどお

りに運用されていない、実行されていないという

○三木忠雄君 それでは次に、下水汚泥の問題で一、二伺つておきたいと思うんです。

下水道が普及されると、問題は下水汚泥の発生量がふえてくる。この処理、処分の問題は非常にこれから大きな問題になつてくるのじやないか。この対応は、これから建設省の対応として非常に問題点になつてこようと思つてはいけない。この対応は、これから建設省の対応として非常に問題点になつてこようと思つてはいけない。この対応は、これから建設省の対応として非常に問題点になつてこようと思つてはいけない。この対応は、これから建設省の対応として非常に問題点になつてこようと思つてはいけない。

○政府委員(升本達夫君) 五十四年十一月から十五年十月までの一ヵ年間におきまして全国の処理場から発生し処分された汚泥が約二百四十万立米でございます。このうち約八〇%は陸上または海面の埋め立て、それから一〇%強がいわゆる肥料等の有効利用、それから一〇%弱が海洋還元、海へ捨てるということで海洋還元ということで処理をされております。

○三木忠雄君 この五ヵ年計画が終わつた時点では、下水汚泥は大体どのぐらいにふえると見てい

為については十分監視を強めてまいりたいというふうに考へておるわけございまして、この監視の関係の職員の構成にも留意をいたしております。

○政府委員(升本達夫君) 失礼いたしました。五

カ年の最終年度でござります昭和六十年度における汚泥処分量は、年間約四百二十万立米という数字にならうと推定しております。

○三木忠雄君 そうしますと、いま三百四十万立

米が四百二十万になる。この処分の比率は、やは

り現時点と同じような比率で処分をしていくとい

う考へ方に建設省は立つておるのですか。

○政府委員(升本達夫君) 処分の方法による比率につきましては、正確に計画的な数値を確立するに至つておりませんけれども、今年度スタートの五ヵ年でござりますから私どもとしては極力有効利用に努めたいとは考へておりますけれども、実際の数値としてあらわれてくる形といたしましては、なかなか大幅にただいま申し上げましたようないいと考へがたいと思つております。

○三木忠雄君 そうしますと、有効利用ができないと考へなければ、海上へ投棄か、あるいは陸上の埋め立ての処分地を見つけなきやならないという問題になつてきますね。

○政府委員(升本達夫君) かなり大きな部分がそ

のよな処分をもつて処理をせざるを得ないとい

うふうに考へております。

○三木忠雄君 そうしますと、これは一切責任は個々の市町村になるわけですね。こうなりますと、実際に各市町村でこの汚泥を捨てるところはいま現時点でも困つている市町村が大分あるわけ

です。これをさらに五ヵ年計画等で拡大されてく

ると、海上投棄だけじゃなしに陸上の埋め立て

いう問題は非常に社会問題になつてくるのじやないかと思うんです。これに対する対応はもう少し具体的に建設省として考へなきやならぬのじやないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(升本達夫君) 御指摘のとおり、この

下水汚泥の処分が大変大きな問題でございまし

て、今後五年間の重要な課題であるといふうに

認識をいたしております。

そこで、やはり対応は現在の公共団体単位で自分たちのところでは自己処理をするということを申しまして、これは地勢の状況その他によって大変限定期間を受けるということで、小さな市町村においては手を上げてしまうという状況でございます。そこで少し広域的にこの汚泥処理を考えて処分方法を確立していく必要があるであろう。特にその必要が考えられます首都圏、近畿圏というような大都市圏につきまして、昭和五十四年度以降このための基礎調査それから需要調査を実施をいたしております段階でございまして、五十六年度には九千百万円という調査費をもちまして、この首都圏等におきます汚泥の広域処理処分事業の調査を実施をいたそう、このような段階にきておるわけでございます。

そこで、その処理の対象につきましては特に下水道の汚泥が除かれるという趣旨にも承つておませんので、フェニックス計画によつて処分地が確保されるということになれば、それもわれわれとしては一つの方法ではないかと、いろいろに考えておられるわけでございます。何分にもフェニックス計画の実現はこれから問題でござりますから、その計画の策定の段階から十分御連絡を申し上げ協議を申し上げてまいりたい、かように考えております。フェニックス計画によつて必要な汚泥処理分地が確保されるならば、それはそれでその必要な面積をいただいて、処分自体はこれはちょっと特殊作業でございますから私の方でやるのが適切ではないかと考へておりますが、そのような対応を第一次的に考へておりますし、もしそれをもつて不十分ということになれば、これは別途また広域処分事業を別に考へざるを得ないという場合もあり得るのじやないかというふうに考へておる次第でございます。

○政府委員(升本達夫君) 御懸念にお答えであります。よううに十分関係省庁とも協議をいたしまして、私どもとしても今後わたくて汚泥処分に十分留意をしてまいりたいというふうに考えております。

○三木忠雄君 もう一つ、――厚生省は来ているかな、ちょっとお願ひします。この下水道事業の進捗に伴つて産業廃棄物業者が逆に今度は合理化されてくるという問題があるわけです。下水道が普及されてくると、産業廃棄物業者、屎尿処理業者が合理化されてくる。この問題についてはまず建設省、これは厚生省の管轄になるわけでありますけれども、建設省はこの問題についてはどう考えておられますか。

○政府委員(升本達夫君) おただしのよううに、一般廃棄物処理事業でござりますと厚生省所管でございますので、私の方から直にお答えを申し上げるのは適当かどうかと思いますけれども、建設省といたしましても、関係省庁の御要請等あれば、十分われわれの仕事の対応できる範囲内で対応を考えでまいりたいと思つております。

○三木忠雄君 厚生省に伺いますけれども、これは議員提案でできた、昭和五十年五月二十三日ですか、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、この精神は、この法律は、どういうふうに合理化事業は現在まで進んでいると考えていますか。

○説明員(杉戸大作君) この特別措置法に基づきまして市町村が合理化計画を策定した例は、いままでのところはございません。したがいまして事業転換計画も行われた例はございません。しかしながら、その法律に基づきませんが、その趣旨を踏まえまして、市町村が事業転換計画につきまして、たとえば車両補償であるとか営業補償とかさまざま対応をしておるという例はたくさんございました。

○三木忠雄君 これは合理化の考え方の問題ですけれども、下水道事業はたとえば東京都内なら東京都内のある三多摩の一つのA市ならA市で、下水道事業が五六年でどのくらい進むかというこの実態に合わせて、産廃業者が車の台数を何台か減らしていかなければならない。こうなった場合の合理化計画、どの程度までは事業転換だ、あるいは合理化計画をこの法に基づいて提案する資格といいますか、問題点があるんだとお考えになりますか。

○説明員(杉戸大作君) たとえば五十年にこの法律を運用するに当たっての指導的通知をいたしておりますが、そこで「一般廃棄物処理業等の経営の基礎条件に著しい変化を及ぼす事由」、それは、「当該市町村の区域に係る下水道の整備」「し尿及び屎浄化槽に係る汚でいの海洋投入処分に対する法令の規定による規則の強化」というようなことをいろいろ挙げておりますので、この合理化事業計画の認可に当たっての記載事項といたしまして、この計画の目標とか期間、あるいは事業の承認についての客觀性、必要性、妥当性、確實性、いろいろな観点の認可に当たっての条件を指導いたしておるところでございます。

○三木忠雄君 指導していると言うけれども、実際に指導した例がないんでしょう。だからこの合理化の著しい変化という問題が、産廃業者等については、下水道がこれから進んでくる、あるいは各市町村との交渉においては台数は減車されてくる、あるいは働いている人たちが首を切られてくれる。経営者から考えてみれば、仕事がなくなってくるわけですから経営効率が非常に悪くなってしまうわけです。したがってやめてもらわなければならぬ、あるいは減車しなければならない。この場合経営に対する著しい変化の問題で、ここらが一つのネックになってきているわけです。したがって、いまどうにかこうにか経営がおつかつてやつていてるときに事業転換が早くできる方向を示唆しなければならないのじゃないか、このよう

に考えるのです。この著しい変化というのは大きな歯どめになつて、何かもうぶれるようになつてしまつてから著しい変化では、これは意味ないと思うのです。どうせ下水道はこれからどんどん伸びていくわけですから、普及していくわけですから、早目早目にこういう事業転換計画あるいは合理化計画というものを俎上にのせてすぐ転換できるような方向に指導していかなければならぬのじやないか、こう考えるのです。それは市町村としては財政が厳しいからなかなか補償の問題もトラブルが起こっている。ある市町村ではもう補償はちゃんとしているけれども、B市町村では全然払わない、泣き寝入りだ、こういうふうな問題が起つていきかねないような状況にいまあるのじやないかと思うのです。したがつて、この著しい変化の問題等についてはもつと弾力的に事業転換ができる、働いている人たちを首切らなくて済むような方向の事業転換に誘導していくことが大事じやないか、このように考えておるわけでありますけれども、どうですか。

○説明員(杉戸大作君) 御指摘の点ごともう

きるような方向で、具体的にそういう業者にこの法律の精神から合理的に転換作業ができるようになりますから、早目早目にこういう事業転換計画あるいは合理化計画といふものを俎上にのせてすぐ転換で

を希望しておきたいと思うのです。

それであわせて、建設省の方で下水道事業がどんどん推進されてくると、下水道事業團にいろいろ維持管理の問題が出てくると思うのです。したがつて、そういう方向に産廃業者等を誘導し、事

業転換をしていくといふような考え方私が私は一つの方途じゃないかと思うのですけれども、中部

になる管理の責任とかそういういろんな体制は市町村の方でやらなければならない問題があると思

いますけれども、補助的な部門は下水処理場との問題で転換できる部門が相当あるのじやないかと考えるわけです。したがつて、そういう維持管理

の上にも補助的な仕事、市町村でやらないでもいい、民間に委託してできるような問題等について

は産廃業者等の事業転換に振り向けていくとい

うのが一つの私は考え方じやないかと思う。下水道

らだという考え方だけではなくし、そういう方

ができてしまつたからもう後は産廃業者さうなのが一つの私は考え方じやないかと思う。下水道

でその考え方を持つていくことも私は一つの大きな考え方じやないかと思いますけれども、これは大臣でもあるいは局長でも結構です。

○政府委員(升本達夫君) おただしのように、下水処理場の維持管理の関係で、いま御議論になつておるような業者の仕事の転換の対象としてそ

ういう仕事をお考へいただくといふ余地は十分ありますけれども無条件にいまのような制度が適用できるわけございますが、ちょっと飛び離れているところの区域外になつてしまつていてるといふのがあります。そのような場合に、下水道事

業実施主体との間で十分うまく調整をとつていた

だいて事業計画の中に取り込むというような措置が前段階的な措置として必要にならうかと思いま

す。そのような措置、手当でが行われるという前提で考えまして、ただいま申し上げました補助対象率をもつて助成をいたしております。

○三木忠雄君 これは各市町村で開発要綱を決めているわけです。たとえば横浜市で、ある民間デベロッパーが開発をして、下水道の負担が人口一人当たりに対して十二万円の負担になつていてるわ

けです。こういう実態があるわけです。こういう問題になつてくるわけです。したがつて転換がで

あらうというふうに考えております。

○三木忠雄君 最後に、この五ヵ年計画の事業の中で、「新市街地における下水道の先行的整備を推進する」と

うたつてあるんですけれども、この新市街地の先行的整備というのは具体的にはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(升本達夫君) 新市街地におきます下水道整備、これは別に下水道の整備に限りませんで、新市街地整備のときにたとえば必要な道路をつけるとか、あるいは公園的な空間を確保する

ということは開発者にかなりの負担をお願いしてますけれども同じような考え方方に立ちまして、これは一般的の下水道事業と若干補助対象率を低くしてございまして、管渠事業費の四〇%を補助対象としている。それから処理場の事業費についてはこれましても同じような考え方方に立ちまして、これは

うたつてあるんですけれども、管渠事業費の四〇%を補助対象率にし、残りは開発者に負担していただく

という制度を現在とつております。

そこで、したがつてこの制度に乗つてしまつてまいります開発の場合には当然補助対象事業として採用できるわけござりますけれども、問題は新市街地がかなり既成市街地と離れたところに立地す

るような場合に、現在の既成市街地中心の下水道の整備計画、事業計画、この認可をとつた大臣認可にかかる事業計画の中の地域にその部分が含まれておれば無条件にいまのような制度が適用できるわけございますが、ちょっと飛び離れている

ところの区域外になつてしまつていてるといふのがあります。そのような場合に、下水道事業実施主体との間で十分うまく調整をとつていた

だいて事業計画の中に取り込むというような措置が前段階的な措置として必要にならうかと思いま

す。そのような措置、手当でが行われるという前

提です。そのような点についてもそのような御要望があれば、それにこたえ得るような処理が可能であります。それが、それによつては努力をいたしてまいりたいと思っております。

○三木忠雄君 私も全国の各市町村の、主要都市の開発要綱を全部調べて、下水道のことは一々調べた実態を持っておりませんので、きょうは具体的なことはやりませんけれども、やっぱりこれは一遍調整を建設省としてはしてみる必要があるんじゃないかということを私は特に考へるんです。何軒かの業者からいろいろ訴えられた中にそういう問題点が非常に多いわけでございますので、この点は一遍研究をしていただきたいということを強く要望いたしておきます。

いろいろ申し上げましたけれども、この五次五

たようであります。

卷之三

間の本旨かと思うわけでござりますけれども、私

見積りについて十分配慮する必要があるだろう。

いろいろ申し上げましたけれども、この五次五
計で四四〇%という達成目標というのは非常に厳し
いと思います。また流域下水道のいろんな反対あ
るいは訴訟問題が起っている中で、問題点があ
るようあります。

〔委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席〕

そうしますと、私は、第一次、二次を経てい
んな体制、法の整備が行われて、また国民の下

間の本旨かと思うわけでござりますけれども、私もどもやはり第一点といたしまして、長期計画でございますから、その時点における価格をもつて事業費をつかまさるを得ないと、いう立場上の制見積りについて、士 それからあと、事費の単価に及ぼす影響につい

施工個所、施工地域によって工事費の分配率がかなり違つております。

もうと思いますけれども、国民の生活基盤を引き上げるという立場から、この下水道の推進ということは非常に大事な問題でございますので、どうか建設省としてもこの問題にひとつ国民の理解を得られるような姿でやっていただきたいことを強く質保全、水質汚濁防止が国民的課題になってきたということの後行われた第三次、第四次、この五年計画の実績はまず非常に大事で、この二回道に対する要望も強くなり、都市化に伴う水の

約がございます。したがいまして、計画当初のものを実行の最後の段階から振り返りますと、結果的にはかなり事業量の達成という意味でそれが出てくるということが過去の実績から当然読み取れるわけでございますけれども、これを現時点であるわけでございますけれども、これでござります。

く要望して、私の質問は終わりたいと思います。
○上田耕一郎君 下水道整備緊急措置法の一部改
正案について、五カ年計画とそれから公共下水の
これから五次五計と言われるこの計画に生か
ていくかということが非常に大事になつてゐる
思ふんですけれども、建設省としてはたとえば

らかじめ想定して、どのくらいの価格騰貴があり得るということを織り込むことがなかなか制度面で困難という問題もございまして、その点

問題などについて御質問したいと思います。
いまから五年前の五月十八日の当建設委員会
で、第四次の五ヵ年計画の問題でかなり審議をい
次、四次の五ヵ年計画からどういう教訓と申し
すか、成果をもちろん含めてでしようけれども
そういうものを引き出してこの五次五ヵ年計画

達成率としては公共下水道が管渠五八・八、処理場が四八・一、流域下水道の管渠五五・一、処理場三三・三という数字が出ておりますけれども、

法律改正と五年計画を審議するということになつました。それから五年たつてこれに関連するたつたのかということをまずお伺いしたいと思います。

その他の点につきまして、この第二次、第四次の計画と実行との差について検討いたしまして、たとえば事業執行に当たりまして普及率に直に決して二ヵ月投資と、うもつが出てくる。専門工事の計画と実行との差について検討いたしまして、○政府委員(升本達夫君) 事業量すばりで申し上げますと、いまのおだだしのように公共下水道、流域下水道、種別によっていろいろ進歩がござります。

五次計画が発足するときで当たってこれまでの歴史についての記述は余り直ちに参考になりにくい面がある。この点は、五次計画の「実現のための指針」のなかで、五次計画が「日本の「丁水道」の現状と課題」としての位置づけが示されている。

貰してこないお算といふものなどは、不規則的で、申し上げますと、東京都の場合ですと既成市街地内にすでに第一次的な下水道が普及されているけれども、これの手直しの問題が出てきているとい

史、事業実績、それからいろいろ生まれてきた新しい問題点からきちんと教訓を引き出すということが、建設省にとってもまたわれわれ建設委員会にりますけれども、第三次につきましては四十六から五六年、完成をいたしたわけでございまが、この間の事業費の達成率が一〇四・二%と

う状況もございます。この手直しの費用について
は在来はこれを忘却と言いますとおかしいんです
が、一応計算の基礎に入れ込んでおらなかつたと
ど私が七七・七%と申しましたのは、名目で九六
・七%の投資額を五十年価格に補正した実質でど
のくらいかという実質値に換算いたしますと七七

とつても大事ではないかというふうに思います。これをざっと読んでみますと、第一次五カ年計画の発足したころは、終末処理場は厚生省担当、うことでございます。これに対しまして事業量達成率は下水道の種別によって若干の差がありますが、かなり事業費の達成率を下回っているこ

いう問題もございます。そのようすに普及率に波及しない必要経費について配慮をするというようなことがございます。
○上田耕一郎君 五十五年仙格に直しても事業量・七%、つまりインフレ部分を控除すればということでございます。

管渠についてのみ建設省という状況の時代に発足して、それから五ヵ年計画だったのですけれども、経済計画が変更されたために五ヵ年計画の途は事実でござります。
それから、第四次の五ヵ年におきましては先ど来御説明を申し上げておりますように、事業の進捗が止まらなくなつてしまはず、事業

それからさらに、計画と現実面とのすればから先行投資額というものが、実質的な先行投資額が計画よりはかなり多く出てくる結果になる。これは第三次、第四次と並んで開拓つる山下に直進するとして、管渠五八・五、処理場四二%で、五十五年価格に直すとというお話をだつたんですね。それでいまこの事業費では第三次、第四次ともほぼ二〇〇億の支費といふ、事業費につけては、一、二

中で完了を得たとして昭和四十二年から第二次五カ年計画が行われる。第一次五カ年計画の実施の最中、ちょうど昭和四十五年の公害国会でこの下水道法の改正が行われ、水質保全の問題が非常に

三次、第四次を通じて、従前知る所によると、大体半分程度といふ
が大変飛躍的に対象都市がふえた、対象事業がふ
えたということから、いわば初期投資の段階に当
たる都市数が非常に多い、あるいは流域下水道が多
げられました。

大きな問題にもなつてくる。それから厚生省と建設省が別々にやっているのが建設省一本にされるということがあり、それで第一次も年度終了を待たずして第三次になつてくるという経過を経てきとの関係を見てまいりますと、おおだしのようかなりの格差があるわけでございます。したがって、その格差の要因についてしかるべき対応措置を考えるべきではないかというのがおおだしの

い、このよなために当初計画で予定したものよりはどうしても先行投資部分が年度を五ヵ年ごとに区切つてみると多くならざるを得ない、こういうような問題もありまして、この先行投資額のまず第一に物価騰貴を挙げられたんですけれども、長期計画には全く将来の物価騰貴が織り込んでいいのですか。たとえば経済社会七ヵ年計画もある程度織り込んでいくわけだし、それに感じ

て建設省も五ヵ年計画を立てているんですね。
「理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席」
これはインフレ率は実際には低いにしてもある程度織り込んでいると思うんですけれども、計画を立てるときなどはくらい織り込んできただんです。

○政府委員(升本達夫君) 建設省所管の長期五ヵ年計画は各施設に同じような手だてを講じている

わけでござりますけれども、これは策定時点、今度の場合で申しますと五十六年度が初年度でござりますから、五十五年時点の価格によって総投資額を表示する慣例でやつております。したがつて、その価格がそのまま五ヵ年計画の内容になつておりますので、特に将来の物価騰貴上がりあるいは値下がりに対する補正ということはその価格表示には出ておりません。

○上田耕一郎君 そうしますと、策定当時の価格で策定すると、普及率がたとえば今度四四%になりますね。これもインフレなしでの費用で大体普及率四四%になる、もしインフレがあれば、いまの物価騰貴でインフレと言えるかどうか厳密な問題ですけれども、たとえば五、六%の物価騰貴があつた場合には当然この普及率四四%も下がるという計画なんですね。

○政府委員(升本達夫君) 他の条件に変更がなくして、単に物価騰貴だけが御指摘のような数字であつたということになりますと、結果的にはその分だけ事業の実施量が減少するということになりますが得ないと思ひます。

○上田耕一郎君 そうすると、普及率も当然減る、まことに紙の上だけのことになりますね。幾ら建設省の方々でも、物価騰貴が全くないと思つていらっしゃらないわけなんだが、しかし一応紙の上の五ヵ年計画としてわれわれに提起するものは、物価騰貴は全くないという計算でこれだけの金を使えば四四%と、実際に五、六%がかかります。首相はいつも世界の発達した資本主義国の中で日本が一番物価が安定していると言つて誇つておられるけれども、その首相が誇るけれども、

五、六%の物価騰貴がある場合には当然この四四%というのは下がるわけですね。大体その程度の物価騰貴があったとした場合にはどの程度に実際度織り込んでいるかというと、建设省としては計画を立てるときなどはくらい織り込んできただんです。

○政府委員(升本達夫君) 建設省としては計画にはなるのかということも建設省としては計画、計画は別個に一応しているんですか。

○政府委員(升本達夫君) これは五ヵ年の施設整備計画でございますから、その五ヵ年の期間についてどれだけの物価騰貴を見込むかというのは非常にむずかしい問題でございますので、この施設別の計画に当たつて物価騰貴分だけを考慮している、計算をしているということはございません。

○上田耕一郎君 今度は予備費でなく全部調整費として五千九百億となつてあるわけですけれども、この調整費は物価騰貴の場合には使えるわけですか。

○政府委員(升本達夫君) 調整費は先ほど来御説明申し上げておりますように、計画策定後の経済情勢それから財政状況等の変化によりまして必要があります場合に、これを事業費に投入することを予定した経費というふうに考えております。

○上田耕一郎君 ジャンクされるわけですね。いまのことで大体物価騰貴については計算に入れない計画だということが一層はつきりましたが、これも予定を変更してちょっとその問題に触れない

それでも大体みんなそういうわけですね。いまのところは、都心区でなぜこういうふうに下水道の容量が不足になってきたかと、都心なので夜間人口減っているわけですから、どうしても超高層化、昼間人口等、特に大企業の事務所、事業所、超高層ビルの建設ということが最大の問題になるわけです。こういうものは、事業所が集中してきているのでその規制の問題です。共産党は前から主張しているんですけど、こういう事業所が集中してきて、その社会的費用を一般都民が負担するというのは不合理だとと思うので、当然事業所が一定の負担をすべきだ、これは政府もそういう考え方を取り入れているので、もともとこれを推し進めるべきだと思ってるんですけど、一つ問題なのは、そういうことを余り進められないといふことと同時に、五十四年七月三十一日までそれがども第四次下水道財政研究委員会の報告があります。この調査室の資料で、五十六ページに、維持管理費のほか国庫補助金及び受益者負担金微収分を除いた資本費も一般排水の使用料の対象とするのが妥当だということを述べているんであります。これは私はおかしいと思うんです。ひとつは、下水道容量が足りなくなつたということ、下水道容量が足りなくなつたということは、下水道の普及地域へ高層ビルがうんと建つたり、人口があふえたり、再開発が生まれたりということで、また昼間人口があふえたりという

いう事態が確かにあります。都心には五つ処理区があつて、芝浦、三河島、砂町、小台、落合と五つあるんですけれども、全部能力不足で規模引き上げ事業をやつてある。この汚水量の計画なん

は、たとえば千代田区など四千八百二十八リットルというもののすごい計画になつております。るためにこれらすべての処理区で拡充工事をやつてある。管渠をもう一本埋めてポンプ所及び処理場を拡充するということです。

どのぐらい金がかかつてゐるかというのを見ますと、都の五十五年度予算では、整備拡充費三百三十六億円と下水道建設費総額一千二百五十億円中一五%程度です。昭和四十六一八年ごろその整備拡充費は五、六%だったわけなのでこの三倍に達している。かなり重い負担になつています。

都心区でなぜこういうふうに下水道の容量が不足になつてきたかと、都心なので夜間人口減っているわけですから、どうしても超高層化、昼間人口等、特に大企業の事務所、事業所、超高層ビルの建設ということが最大の問題になるわけです。こういうものは、事業所が集中してきているのでその規制の問題です。共産党は前から主張しているんですけど、こういう事業所が集中してきて、その社会的費用を一般都民が負担するというのは不合理だとと思うので、当然事業所が一定の負担をすべきだ、これは政府もそういう考え方を取り入れているので、もともとこれを推し進めるべきだと思ってるんですけど、一つ問題なのは、そういうことを余り進められないといふことと同時に、五十四年七月三十一日までそれがども第四次下水道財政研究委員会の報告があります。この調査室の資料で、五十六ページに、維持管理費のほか国庫補助金及び受益者負担金微収分を除いた資本費も一般排水の使用料の対象とするのが妥当だということを述べているんであります。これは私はおかしいと思うんです。ひとつは、下水道容量が足りなくなつたということ、下水道容量が足りなくなつたということは、下水道の普及地域へ高層ビルがうんと建つたり、人口があふえたり、再開発が生まれた

これまでの施設の拡充費、特に東京都のような大きな事務所、ビルなどの集中によつて生まれるものに対してもその企業にも応分の負担をさせべきではないかという考え方についてと、それから二つについて建設省のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(升本達夫君) おただしのように、東京都におきましては特に拡張に当たらない、既設の施設の拡充のための所要費がかなりの額に上つておるわけございます。これにつきましては、東京都の下水道整備の歴史から、かなり古くから手をついている都心部におきましてこのようないくつかの施設の拡充のための所要費がかなりの額に上つておるわけございます。これにつきましては、

京都におきましては特に拡張に当たらない、既設の施設の拡充のための所要費がかなりの額に上つておるわけございます。これにつきましては、東京都の下水道整備の歴史から、かなり古くから手をついている都心部におきましてこのようないくつかの施設の拡充のための所要費がかなりの額に上つておるわけございます。これにつきましては、

いたしておるわけでございます。私どもとしては、そのような制度の将来にわたる活用を図ることによって、自治体としての負担ができるだけ合理的な範囲内において軽減していく努力というのは必要であろうかと思うわけでございます。

現に、東京都の場合は申し上げますと、件数としては余り十分な件数ではございませんが、数多くの個別の建築開発行為者に対して、それによって必要な生じた下水道工事の負担金を納めさせているという例もございますし、また一般に大量の下水量を排出することになる既成市街地内の下水道利用者に対しましては、使用量の節減はもちろんのことございますが、特に必要に応じて排水調整のための調整槽を設置するとか、あるいは循環利用をやつてもらおうとか、あるいは特に下水が滞りなく流せるところまで管渠を自費で負担していただておりますとして、東京都においては昭和五十年度以降そのような制度を積極的に取り入れて努力をいたしております。

私どもとしては、当然にどこまで資本費の負担を課するかというのはなかなかむずかしい問題だと思うわけでござりますけれども、要は、いわば汚濁の原因者であり利用の受益者である使用者からどの範囲の負担をお願いしていくのが妥当かということは自治体の財政状況、それから下水道の整備状況等諸般の状況をいろいろ勘案しながら自治体において基本的に決めていただく性質のものだろうというふうに理解をしておりまして、その

場合の基本となる準則として第四次財研は、資本費の一部も含めることも当然検討していいんではないか、ただし、そのことによつて從来の基準となり資本費の見込み方については検討を必要とするだろう、つまり、段階的な負担をお願いするということも考えていかなければならぬだらうといふようなお答えをいただいておるわけでござります。私どもとしては全体の下水道の整備状況と財政の状況、経済社会の一般的な状況から考えまして、現時点において資本費の一部について御負担をいただくということもやむを得ないことなのではなかろうかというように考えてゐるところでございます。

○上田耕一郎君 私は、後者の問題では維持管理費を基本にすべきであつて、やはり下水道を敷設していく責任、水質環境を保全するその責任は国と自治体にあることは動かすべきでないと存じます。

先ほどからのお話のこの計画ですね、一つは物価騰貴、二番目は先ほどの普及率に反映しない経費、三番目、先行投資額が必要な場合がある、四番目、地域によつて単価の違いがある、それぞれ挙げられましたけれども、とにかく政府がこれだけの普及率を今後五ヵ年でやりたいという計画を立てて閣議決定までするわけでしよう。それをわれわれ国会の方で審議しているわけなので、これまでの一次から四次までの五年計画の実績から合理的で国民の納得のいくものにしなければならないんだろうと思うんです。

一次から四次までを見ますと、一次、二次については最終年度が次の五ヵ年計画に繰り入つたというんでいろいろありますけれども、一番国民の関心のある普及率はヨーロッパ諸国から比べても非常におくれている。この普及率の目標が実際どう達成されてきたかというのを見てみると、これはなかなか大変な実績になつてきたのです。第一次は一六%の普及率を二七%、つまりいまの三

場合の基本となる準則として第四次財研は、資本費の一部も含めることも当然検討していくんではないか、ただし、そのことによつて従来の基準と余り格差がつき過ぎて一時的に使用量が急増するというような状況になるならば、その場合にはかなり資本費の見込み方については検討を必要とするだろう、つまり、段階的な負担をお願いするということも考えていかなければならないだろうと、いうようなお答えをいただいておるわけでございまます。私どもとしては全体の下水道の整備状況と財政の状況、経済社会の一般的な状況から考えまして、現時点において資本費の一部について御負担をいただくということもやむを得ないことなのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○上田耕一郎君 私は、後者の問題では維持管理費を基本にすべきであつて、やはり下水道を敷設していく責任、水質環境を保全するその責任は国と自治体にあるということは動かすべきでないと思ひます。

○おおぐらいです。市街地の面積ももつといまより
は少ないけれども、二七%にしようとしたが実際
は二〇%だった。一%上げようとして四%しか
できなかつた、三割ちょっとです。第二次、これ
は二〇%から三三%を目標にした、一三%上げよ
うとして結果は三%だった。わずか一三%にしか
ならなかつた。これは十三分の三ですから二割ち
ょとです。第三次は一五%上げようとして二一
六%しかできなかつた。これはどういうことです
か。普及率のアップは二割以下です。第三次まで
は面積普及率でやつていたんですけれども、ちょ
うといまの人口普及率の計算と少し違うかもしれ
ませんが、第四次から人口普及率の計算になつ
て、人口普及率で一二一・八から四〇%を目指し
た。達成は実際は一七・一%上げようとして六・
八で、これも三割ちょっとです。そうしますと、い
ままで普及率を上げる上げるという計画を立てて
物価騰貴を計算に入れていない計画なんだから、
多少物価騰貴でやむを得なかつたというのがあり
ましても、目指す普及率の大体二割から三割の打
率、野球の打者なら二割から三割でチームに出ら
れるでしょうけれども、下水道計画で二割から三
割の打率というのはまずいんじゃないでしょうか。
なぜこういうことになつてしまつているのか。
これはどうも説明を聞いてもよくわかんないんで
す。今度特に流域下水道の処理場は三三%の事業
量ということになつてているんですけども、これ
はまさに三割打率で、何でこう流域下水道の終末
処理場の場合は打率三割なのか、これはもう少
し具体的な説明をいたたきたいと思うんです。
○政府委員(升本達夫君) 三割という数字はどの
部面をお示しになつてているのか、ちょっとと私ども
把握しかねておりますが……。

そこで、流域下水道について特におくれてているのはなぜかというおだなしでございますが、流域下水道につきましては、かなり計画が大きな事業計画になつておりますので、計画のテンポをつまり投資に合わせてその処理能力の並行的な移動を期待することがなかなかむずかしい。簡単に申し上げますと処理場が仮にでき上がっていても、それが要するに稼働する状態になるのに時間がかかる、稼働状況になつて初めて処理対象普及率に影響してくるわけでございますので、その間のいわばタイムラグというようなもの、私どもは先行投資部分がかなり多く出る。これは公共下水道についても同様でござりますけれども、流域により多く出るという問題がございます。特に第四次期間中においては御承知のとおり流域下水道に新しく手をつけたというケースが大変多くございまして、いわば初期投資を大変必要とする期間に当たる事業件数が多かった、このよくなことから追跡された結果においてかなり達成率が低く出ているということにならうかと思います。

五年前にこうやつて四〇%というのを審議して、できますというお答えをいただいて、五年たつとやつぱりそうでなかつた、私の反論され甘かつた。三〇%ということでしょう、二九・六です。か、「二九・六というのが五年たつた結果なんですね」ということをどんどんただ繰り返していく。一体いいんだろうかということを思ふんです。どうしてこうのことになつてゐるんだろうかといふことです。それで、そういうとうていできない計画が出て、しかし、審議してそれで承認してやつてみると、普及率の目標達成率は「割から三割だ」。一体そういうんで本当にいいんだろうか、建設省はどういうつもりでそういうやり方を考えておられるんだろうかと思わざるを得ない。

具体的にこの第五次の計画についてお聞きした
いんですけれども、この事業費、各事業別の事業量の目標ですが、私どもいただいた「概要」という資料では金額しか出てない。いつもこれがかかると闘議決定が出て、そのときには管渠を何キロとか、それから処理場で人口何万人達成するという目標ができます。この目標について、公共下水道、流域下水道等々、事業費が全部出ているわけなんだが、これに見合う管渠の延長キロ数、処理場計画、どのぐらいの人口に公共下水道並びに流域下水道で考へているのか。八月の闘議ごとにまで積み上げて考へるといふんですけども、大体今度はどの程度お考えになつてゐるんでしょう、数字を示してください。

○政府委員(升本達夫君) おただしのようだ、五
年計画は、この法案をお認めいただければ、そ
れに従いまして闘議決定をもつて決める予定をい
たしております。したがいまして、いまの段階で
確定的には申し上げるわけにはまらないわけで
ござりますけれども、われわれの見込みといたし
まして申し上げますと、今度の五次五カ年計画中
に公共下水道の管渠が約一万二千キロメートル、
それから流域下水道の管渠が千二百キロメートル
強、都市下水路が千二百キロメートル弱、おおむ
ねそんなようなところを予定をいたしております

○上田耕一郎君 処理場につきましては、これは処理能力人口で申し上げますと、公共下水道につきましては千百万人強分、それから流域下水道は約八百万人分でございます。

○上田耕一郎君 これはなかなか大変な数字についているんですね。一次、二次、三次、四次で公共下水道の管渠を全部計算すると二万一千四百八十一キロなんです。今度の五次で、いままで全部合わして十八年かかって二万一千なんだが、二万二千キロやるという計画なんですね。それから流域下水道は二次から始まっているんですけども、管渠は千五十一キロ、それを千一百キロ。これまでの二次、三次、四次分より多い管渠をつくるという計算になつておられるようです。

○上田耕一郎君 それから、人口についてもやはり同じようなことだと思いますけれども、五年後の総人口、これはインフレと違ってやっぱり人口はあると見ているんでしょ、これはどうなんですか。

○政府委員(升本達夫君) 五年後の想定人口につきましては、各種の長期計画に基づいておおむね五年後に想定される伸びを見込んで計算をいたしております。

○上田耕一郎君 見込んでというと、五年後の総人口、普通使われているのが一億二千二百八十六万人という数字が使われているんですけど、それを四四%にしようとする、処理人口で四千九百十四万人、大体約五千万人、それを目指した処理場計画になつてているわけですか。

○政府委員(升本達夫君) 第五次五ヶ年期間中の処理人口の増が全体で約千九百万人ちょっとでございまして、四次五計までの実績とこれを合わせていただきますと、六十年度に想定されます総人口に対しても処理人口の割合が四四%になるはずでござります。そういう数字にしてあるはずでございます。

○上田耕一郎君 これも私信じられない数字であります。これまでの総処理人口が私の計算で三千四百

六十四四万人なんです。十八年かかつて三千四百六十四万人の処理人口にして、これを今後五カ年で千九百万人ふやすという計算だというんですね。これは本当に私にはわからない。

もう一つお聞きします。この経済社会七カ年計画との関係ですが、建設省は「概算要求概要」、概算要求をお出しになるとき、この要求時点で五カ年間で十七兆四千億円考えていて、実際には普及人口、普及率目標五五%、そうこれに書いてあります。昭和六十年度すでに五五%という、つまりいま三〇%のそれをあと五年で二五%ふやして五五%というのを概算要求で出されたんですね。それで、七カ年計画が一年半延長されたということとで今度の五カ年間十一兆八千億円というのを出したに至ったわけですけれども、これはどうなんでしょうね。一年半延長されたんだが、つまり六年半ということになるわけで、六年半については最初の要求時点の概算要求にある十七兆四千億はやっぱり生きているということになるわけですか。

○政府委員(升本達夫君) おただしのとおりでござります。

○上田耕一郎君 そうしますといよいよわからぬことになる。当初十七兆四千億円で五カ年間で五五%にしようという計画だったわけですね。それが一年半伸びたというので十一兆八千億円で四四%にという目標にされた、しかしそれは一年半延長ということで六年半で生きているということになりますと、簡単な引き算なんですが、十七兆四千億円から十一兆八千億円引くと五兆六千億残る。五五%の目標達成率から四四%引くと一一点五%になる。一年半で一一点の普及率アップをやるという計算なんです。一年半で一一点の普及率引き上げといふと、一年間で七・五%引き上げになる。これまで、この第四次までの五カ年計画見ますと大体普及率アップは一年間で一%です。多いときでこれ、二、三回ありますけれども一%から一%なんです。ところが皆さんの計算は一年半で一%、一年間で七・五%引き上げて、つまり昭和六十一年の半ばまでに五五%やるという計

○政府委員(升本達夫君) 現在の普及率でござりますが、二〇%といたしまして、これを六十一半の時点での五五%に広げるということを前提といたしまして、これを直線でつなぎますとおだだしそうな御疑問が出るかと思ひます。
私どもの方の計算はこの五年を六年半に延長いたしましたその後の処理といたしまして、五十六年度—五十五年度末でも結構ございまが、五十五年度末時点を初項に置きまして、それから毎年度等比で六年半かかつて伸ばす、その結果として五五%まで行き着きたい、このような仮定を置いて計算をいたします。その普及率の伸びは、いわば曲線で上っていくというようななかつこうになりますので、後半の一年半というのは大変大きな量が残る計算になります。このようない結果で求めまして六十年度末の時点で四四名という数字を求めたわけでございます。
○上田耕一郎君 私はそのグラフを書いてみました。これがありますけれども、確かに実際には昭和四十五年から昭和五十五年まで普及率の伸びは大体直線なんです。毎年一%、ときどき二%上がっているだけです。ところが、これからこの五カ年計画で急激にきゅうっと上へ上がるわけです、四四%まで。その後の一年半でまた急激に上がるわけです。こんなふうに曲線で上がる根拠は全くないです。これまでの一次から四次までの五カ年計画約十八年にわたってやってきて、それで実際の目標よりもやつてみるとこれだけの問題がある、物価騰貴がある、それからさきざまな工法の違いが出てきた、それから住民に対してもさまざまなことをやらなければいけなくて、処理場の負担もやらなきゃならぬ、緑地もつくらなきゃならぬ等々言われて、結果が、五ヵ年で済むといいろいろ言い訳、口実を挙げておられたわけでしよう。ところが、そういう結果がこれだけ出しているのに急激にずっと上がって、一年間に七・五%も普及率

が上がると。一年一%です、実際にできているのは。それなのに六倍も七倍もの計画を紙の上で書いてお出しになる。本当に私はわからないと思うんです。これははつたりではないか。何のためにこういうことをやりになつていているのか。大臣いかがですか、こういうことを続けていいとお思いでですか。

○國務大臣(齊藤滋与史君) 大変数字的に挙げられまして厳しい御批判を受けているわけであります。上田先生承知で御質問なさつておると思いますけれども、下水道整備五カ年計画、過去十八年の経験を踏まえてやはり私たちは答申あるなしにかかわらず、近代化して都市環境を整備しなければならないという使命を持つてゐるわけであります。したがいまして、われわれの目標として一つの計画を立てて現在まで進めてきておるわけありますが、達成率について御指摘のよけれども、とにかくにもそうちしたことを踏まえて、なおかつ一つの目標設定として私たちは実践するという責任と使命を持つてこの問題に取り組んでいるわけであります。したがいまして、それの実行について過去の経験から御懸念をくだすておられることが思いますが、それをあえて私は踏み越えて目標達成に向かっていくということは十分承知はいたしておるわけでありまして、そうひとつの御理解をいただきたいわけであります。

五年前の、上田先生の先輩としてここで御指摘くださったその諸般の調査をして、なおかつ上田先生でも予想が当たらないくらいなかなかむずかしいわけで、ましてや当局といたしましても事業量と事業費といふ問題についてなかなかアンバランスになるわけで、ひとつその点につきましてもあえて御理解をいただきたい、このように考え

るものでございます。

○上田耕一郎君 私は何もいじめてやろうと思つてやつてゐるわけじゃないんで、確かに私も甘いぐらいだったと思うんですけれども、先ほど申しましたように、今度の五次の計画四四%、五カ年間で一四・四%アップというのは大体平均して年二・九%、三%アップなんです。それは恐らく実績からいって不可能だろう、いままで一%からよくて二%なんですから。ところがその後の一年半は経済社会七カ年計画に合わせて一年間に七・五%アップというのを立てて平気でおられるというのが私はわからぬと思うんです。これは国民もわかるまいと思うんですね、ずっとやつていて。しかし、それをそのまま出してくる。国会も政府も本来信頼されていると思うんです。国会でも毎年五年ごとに審議している。国会もそれを承認した。承認した結果やっぱりできない。毎年繰り返して一休どうなるんだというううに質問されたら、私たちも答えられないです。だからそもそも、私たちも信頼されていないのです。だからこそそれがいかないと思うのです。

実際に国民に——国民は信じますよ、五年後に普及率を四%にすると言つたら。ところが、そういうのはいきません、大体三分の一どまりですというのでは、何で、だまされたんじやないかと思われても仕方がないと思う。午前中エコノミストの中西準子さんの「現場に見る下水道の不経済学」といふのを取り上げられました。衆議院の質疑を読んでも、いろいろここに出てるデータなんかも出ていますし、私どもは中西さんの意見で一致するところもあるし、流域下水道批判については一致しない面もありますが、この中でやはり中西さんがいまのこの問題を取り上げられて、事業費では低い、建設省はもう事業費のことしか頭にないのだ、建設省は実際に普及率を国民に上げていくのは余り頭になくて、それよりも事業費、つまり中西さんの言う大規模な流域下水道、これは中型企业ではできない仕事で、こんなに大きな管渠で大企業ばかりやつていて、大企業に仕事をやらばいいんだ、そういうことしか頭にないという感

しい批判を中西さんはここで書かれておる。そういう批判が出るのも私は当然だと思うのです、こういうことを繰り返してはいたのでは。だからこういうやり方は改めていただかなないと、国会としても、これは大体それでいいと言うのを一度や二度人がよくてだまされたけれども、何度もだまされて、また今度知つていてだまされましたといふわけにいかないと思うのです。

行管厅はお見えになつていますか。——行管厅がこの建設省の、特に下水道問題について、行管厅としての監察の勧告を五十一年十二月にお出しになつた。いろいろ見直していろんな問題をここで指摘されておられ、建設省からも回答が出て、その後の改善措置状況要旨といふものも出ておりますが、この監察結果に基づく勧告の中には、余り事業のおくれについては触れておられないのですが、この行政監察の勧告と、それに対する建設省の回答についての行管厅としてのお考え方、評価と、私がいま質問でずっと明らかにしたようなごういう事業の非常なおくれという問題については、行管厅としてはどういうふうに見ておられますか。

○説明員(橋元徹志君) 先生御指摘のとおり、下水道の整備及び管理に関する行政監察を五十一年度に実施しまして、五十一年十二月二十日に勧告を行つております。

この勧告の内容は、河川等の水質汚濁を防止するためには下水道の総合的な広域的な整備を図らねばならないが、そのため必要な流域下水道整備を行つております。

総合計画の策定が低調なのでその促進を図ること、終末処理場からの放流水について水質基準を超過しているもの、汚泥の処理が的確に行われていないもの、除害施設の設置の届け出が勧行されないもの等があるため維持管理の適正化を図ること、下水道事業を担当する技術者が少なく、実施体制が十分でないもので、特に中小都市及び都道府県に重点を置いて研修の充実等による体制の整備を図ることなどを勧告したわけでございまして、全体の戸数八百六十戸に対しまして

この勧告に対しまして建設省から、いま先生もおおむね適切な内容と考えております。

それから、事業のおくれの問題について、私は、この下水道の整備及び管理に関する行政監察では調査の内容に含めて調査しております。現時点でも私の方でそのことについて調査しておりますが、それらと比べてやっぱり下水道の方は、いまの段階では持ち合わせおりません。

○上田耕一郎君 建設省、長期計画を立ててやつてあるのに、道路とか住宅とか河川とか公園とかあります。それらと比べてやっぱり下水道の方がおくれているのであります。

○上田耕一郎君 建設省、長期計画を立ててやつてあるのに、道路とか住宅とか河川とか公園とかあります。それらと比べてやっぱり下水道の方がおくれているのであります。

○政府委員(丸山良仁君) 道路、河川、住宅、公園でございますが、五十五年度末の実績で申し上げますと、道路は第八次道路整備五カ年計画、五十三年度から五十七年度までございますが、これの三年目の終わりになるわけでございまして、事業費で達成率五七・一%。それから、年度の途中でござりますから確定した事業量ははつきりしないわけでございますけれども、おおむね四七・八%、大体事業費に対しまして事業量は一〇%ぐらいいの落ちということになっております。

また、第五次治水事業五カ年計画につきましては、五十二年度から五十六年度までございますから、五十五年度末では四年目の最後になるわけ

して建設実績は約七百八十万戸、九〇%程度。それから公的賃金住宅につきましては、三百五十万戸に対しまして三百六十七万五千戸ということでお一〇五%。ただしこの点につきましては、公営住宅、公団住宅等は落ち込んでおりまして、公庫住宅でカバーしているという実態はあるわけでござります。

つきましては、これも昨年度で終わったわけでございますが、事業費につきましては予備費を除ぎまして一〇四・〇%、それから事業量につきましては七五%という実績になつております。

勝負があつても高いですね。下水道は事業費が〇〇%から九〇%で事業量が五〇名ということでもかなり差が四〇%以上あるという状況だと思うのです。

環境庁はおしてになつてしますか。——環境庁としてはこの下水道問題、水質基準の達成で非常に関心をお持ちだと思うんです。その水質基準達成で下水道の果たす役割は非常に大きい。それがこういうふうに目標を立ててはおくれていると

○説明員(渡辺一志君) お答えいたします。

常に都市化等の進展に伴いまして生活排水による汚濁化の割合が増加している現状でございます。特にこういったこれらの污水に対処するためには

は、やはり下水道の整備が工場等の排水規制と並んで非常に重要な役割りを担つておると考えておられます。

先ほどからいろいろお話を聞きましたが、わが国の下水道普及率は欧米先進国等と比べまして著しく立ちおくれた現状にござります。水質環境基準を維持達成し、水質汚濁の防止を図るためににはさらに整備促進を図つていただく必要があると考えております。特に水質総量規制が実施されております瀬戸内海、それから伊勢湾、東京

漕等の広域的閉鎖性本域、あるいは富栄養化等により水質が悪化している湖沼等の周辺地域につきましては、今後とも下水道の整備を積極的に推進する必要があると考えております。環境局としましては、今後とも所管官庁である建設省と連絡を密にして、地域の実情に即した下水道の整備が促進されるようより要請をしてまいりたいと考えております。

○上田耕一郎君 環境厅としてもやはり重視しているわけで、私は何も汚職や腐敗でどこかへ金が行つてしまっているんだらうと思って、いるわけじゃないんです。思つてはいるわけじゃないけれども、行つてはいるかもしれないけれども、しかしこれだけ大事なこの下水道が建設省の管轄の他の道路、河川、住宅、公園などと比べても著しい事業量のおくれが見える。それはどこにネットがあるのか行政監察してほしいと思うんです。これを建設省としてはもう理由をすつと挙げておられるんだけれども、行政監察してこれをアップするといふのは国民にとって非常に大事なことなので、ネットを見つければそこを改善すればいいわけなので、ひとつ行政監察の対象に挙げて、計画においておっしゃったけれども、それは総国民的な関心のある、また国民の生活に非常に関係のあるテーマなので、行政上どこかに問題がないのかといふことを計画に入れる検討をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○説明員(福元徹志君) 下水道整備の問題は国民的な見地からも非常に大事な問題でござります。おっしゃいますように、下水道の整備を今後充実強化することは必要なことだと考えております。そこで行政管理庁としましては、この第五次五年整備計画が実施に移つた段階の中期ごろに、やはり大事な問題でございますので、下水道について調査する計画をつくりたいということで内々は検討しております。

以上でございます。

○上田耕一郎君 建設大臣、以上のような内容な
んですが、ぜひこの問題は重視していただいて、
どこにネックがあるか、それを本当に突きとめて
いただいて、國民の望んでいる第五次五カ年計画
を本当に推進できるようになぜひ御努力いただきたいと
いし、その決意を最後にお伺いして終わりたいと
思います。

○國務大臣(齊藤善与史君) 上田先生から数々の
御提言、御指摘を受けたわけであります。先生御
指摘のように大変國民的な重要な課題でもござい
ますので、いろいろと御注意賜った向きにつきま
して配慮をして疎漏のないようにこれからも強い
指導と監督をして、目的達成のために督励して対
処してまいる所存でございます。

○栗林卓司君 第五次下水道整備五カ年計画につ
いてこれまでも議論がございました。重複しても
いけませんので、見方を少し変えながら引き続い
てお尋ねをしたいと思います。

まず、第五次下水道整備五カ年計画案を見て私
も非常によくわからない気がいたします。まず、
総人口普及率を約四四%に高めるということの話
はおきまして、十一兆八千億という第五次計画の
金額、それから第四次は七兆五千億とこう書いて
あるんですが、実はこの金額の中身が一体どう
なっているのかというと、恐らく第四次計画、こ
れは五十一年から五十五年度ですが、七兆五千億
というのは恐らく五十五年度価格でおつくりにな
なったんだろうと思います。違っていたらまたそ
こはおっしゃってください。第五次計画の方は五
十六年から六十年度ですから五十六年価格でおつ
くりになっている。そうなりますと、片一方は五
十一年度価格で片一方が五十六年度価格といふこと
になりますと、異なったいわばお金の値打ちで
比べているかっこになるのですから、それもし
づりになつてゐる。そこで、これが、こ
れから物価がどのくらい上がるかということは、
これは仮定の問題ですからそういった伺い方はし
ませんが、第四次計画七兆五千億を五十六年度価
格に置き直したら一体幾らになるんでしょうか。

○政府委員(升本達夫君)　ただいま手持ちの正確な数字を計算させていただきますが、その前に先生のおただしの中で、第四次については五十一年度価格、第五次については五十六年度価格であるとおっしゃいましたが、これはそれぞれ計画策定時の価格でございますので一年繰り上がります。第四次は五十年度価格、第五次は五十五年度価格ということをごぞいます。

そこで、ただいまの……

○栗林卓司君　ラフで結構です、その点について細かい議論をするわけじゃないから。

○政府委員(升本達夫君)　正確には後ほどまた言わせていただきたいと思いますが、恐らく兆円程度の数字ではないかと思います。と申しますのは、現在の第五次計画のノミナルの十一兆八千億の、第四次計画のノミナルの七兆五千億に対する倍率が一・五七倍でござりますが、これを実質換算で求めた数字が一五%台の伸びだらうと思っております。

○栗林卓司君　その辺は細かい議論を私するつもりはありません。目見当で私いま計算しますと、大体第四次と第五次は、実勢価格それぞれそろえてみると、そう大きな違いはない。いま一五%ぐらいいふえている額のお話がありましたけれども、あるいはそういうかもしれません。その点私は知りません。ただ、大ざっぱに申し上げて、そう大きくふえているわけではない。この計画が総人口普及率で見ると第四次は七%である、第五次の方は約一四%ぐらいふえる。約倍になる。やっぱりこれはよくわからない。第四次の場合、第三次に比べましてなかなか達成できなかつたという中に、説明があるんですが、一つは物価の上昇による建設単価の上昇、もう一つが管築工事におけるコストアップ、もう一つが処理場の規模の増大によるコストアップ等であります。これが第四次が未達成であつたときの理由として御説明になりました。第四次が未達成の理由として先ほど御説明ございました

けれども、個々には何か違う気もするんだけど、大筋に言って同じようなことをやはりおっしゃっているだけのようと思われる。

たとえばこの資料から拾つてみると、実績がなぜ七%になったのかというと、一つは現計画策定期点以降の建設物価の上昇がある、二つ目が終末処理場の環境対策のための費用の増大がある、三番目が管渠工事におけるコストアップ、四番目が終末処理場の整備が環境整備に先行したこと、四番目だけが新しいですが、あとは大体似たり寄つたりの理由になつておる。しかも、第四次、第五次を同じようなベースの價格で比べますと、大きな金額の増加はない。こうして見て見まいりますと、今回の五十五年度末推定三〇%を計画年次の終わりには四四%にしたいというこの目標はいかにも高いんではないんだろか。これはお尋ねしなくてもお答えがわかっている気がするので、逆の意味で私は伺います。

先行投資が多かった、そういうお答えでございました。

先行投資が多いということなん

だらうか。御承知のように、下水道というのは巨額な資金を一時的に集中的に使うものですから、

着工時期が早まりますとその分だけ不必要な負担

が要るという面もこれは指摘されてまいりまし

た。そこで、先行投資が多いということはそのま

まいということにはならないんじゃないのか。そ

ういう意味でこの第四次を振り返つてみたとき

に、先行投資が計画予定よりも締め切つてみれば

大きくなつたということは、そのこと自体は望ま

しいことだというふうに評価をしているわけでは

ございません。私が先ほど申し上げましたのは、

そのような実態があることにより、これが新しい

これから五年計画をこなしていく上には、事

業量の増加に資するファクターになつております

ということです。ございまして、先行投資が非常に計

画よりふくれたこと自体を評価しているつもりは

ございません。確かに御指摘のように、計画は整

合性をとつて効率的に投資を生かすように努力をすべきだろうと思います。

ただ、基本線はそうでございますけれども、御承知のとおり下水道の整備計画というのはかなり大量なものでございますし、広地域にわたり、しかも個々の事業にかなり時間を食うという関係から、かなりの努力をいたしましても先行投資部分が出てくると、いうことはやむを得ないところかと

思ひます。今後はできるだけ計画に整合性をとつて努力する、資金の投入を効率的にするということがこれから五ヵ年計画をこなす上に大変重要な要素であろう、ということは、私どもも十分理解を

をしているつもりでございます。

○栗林卓司君 ここに自治省財政局準公営企業室が出した「公共下水道事業経営実態調査報告書」というものがあるんですけど、中を見ますと、「今後の課題」というところで、五番目に「適切な建設計画の策定と住民の理解」とございまして、冒頭だけ読んでみますと「公共下水道の建設は長期間にわたり、かつ、多額の投資を必要とするにかんがみ、事業計画の策定に当つては地

方公共団体の財政力、事業の対象地域の社会的、自然的条件等を勘案して効率的な下水処理方式を選択し、さらに」云々とこうあるんです。これも

まことにごもつともなことをお書きになつてあると思ひます。

ただこの場合、私どもが今回の五ヵ年計画に限つて申し上げますと、やはり整合をとるべき基本的な前提要件として新経済社会計画がございま

す。これはこの間のフォローアップにおきましても、全体の二百四十九兆という総投資額は動かさないで、ただし完成の時点はすらす。それから、そ

の間の公共投資の種類別のシェアも見えない、このようないふうに考えておるわけでございます。

そこで、新経済社会計画の策定の時点からかなり時間がたつておりますので、これは単に時点修正だけをもつて計画が完全にフォローできるか

むずかしい問題でござりますけれども、時点修正はとらしていただきましたけれども、それ以外の

項目について実は修正がなかなかむずかしいといふ状況もございました。そのようなものを踏ま

えて、実際にはどこにも書いてありますように地方

公共団体の財政力、事業の対象地域の社会的、自然的条件等々と、いうことに強く制約されていくの

が私は下水道事業だと思ひます。この目標が非常に低くなつた、なぜ低くなつたんだということは、

大いに議論していただきたい。ただ、上の方から

目標が下においてきてはめ込むということは、

今日はもうできておりますからどうしようもない

でしょけれども、次回にはぜひ御検討いただきたいと思います。これは上田委員がおっしゃった

とおりであります。毎回毎回うそをつくとは言

ませんけれども、似たみたいな話になりますと

まじめに議論するのがむなしくなる。いわんや國民の皆さんもそうだと思いますし、御検討いただ

きたいと思います。

あわせてもう一つ申し上げたいのは、いま第四

次計画を五十五年度価格に置き直して比べていたいたんですが、大体五ヵ年計画というのはある年次の価格水準で書くのが普通ではないですか。事業費の方は、たとえば第五次で言いますと、五十年度価格を年々修正しながらさてその年の年次の予算にどう反映するかということでありまして、五ヵ年計画の基本になる数字というのはある年次の価格水準、見る方もそう思つて見る。使う場合に修正して使うというのが本来ではないんでしょうか。

○政府委員(升本達夫君) 確かに、五ヵ年計画で事業費と事業量とを同時的に決めさせていただいているということの考え方の一つが御指摘のようなところにあるのかと思います。私どもはやはり事業量はこれは物量でございますから、その計画の適否はともあれすばり計画の内容たり得るものと思ひます。事業費について申しますと、先ほど御指摘のように、一般的に見込まれる物価騰貴を見込むということも一つの方法であろうかと思ひますけれども、これは先行きの見通しについて非常に不確定な要素を含み過ぎる。したがって、事業費で表示が必要であるとするならば、それはその計画策定時の名目値をもつて定めることしかないんではなかろうか。最も確実でわかりやすい指標として計画策定時の事業費がとられているものというふうに理解をしております。

○栗林卓司君 ですから、これも提案なんですが六次と並ぶんでしょうけれども、それは下の方でちゃんと第何十何年度価格と注を置いて、しかも過ぎ去った、その場合には第五次になりますけれども、第五次の計画金額を今度は昭和六十年になると、それを入れながらいかがでしようかというようになりますが、昭和六十年で置き直して、それはあくまで推定値ですよ、推定値だけれども、物を比べてみると、それはそれがないと比べようがない。それを入れながらいかがでしようかというふうにぜひしていただきたいと思います。これは別に、年次計画を比べる場合の常識であつて、ただ、下水

道の場合には余りにも普及水準が低かつたものだからとにかくといふことで略式でやつてきた経緯があると思います。それもここにきてきちんと整理をしながら、事業費と事業量と達成率が比べてみてばらばらなんというのは物事の検討にならないんですか、ぜひよろしくお願ひ申し上げた

あと、次に参りまして国庫補助対象率のことをお尋ねしたいんです。これは第四次も第五次も同じでありますと、公共下水道について一般都市と指定都市とは補助対象率が違つております。一般都市が七五%，指定都市が四五%。まず、なぜこう違つたのかということを御説明いただきたい

○政府委員(升本達夫君) 御指摘のように、一般都市における補助対象率と指定都市における補助対象率にかなり格差がある現状でございます。これは実は第一次のスタートいたしました三十八年の時点においてすでに相当の格差があつたわけでございますが、これは長期計画を組み込むその直前時点における下水道においての補助制度が全体としてそのようななり合いにあつたということが大きな原因であろうかと思います。

それもしかし、なぜそうなつておつたかといふことになりますと、それはその時代におけるその時代までの下水道整備の実績でありますとか、あるいは公共団体の財政力でございますとかといふようなものが総合して、そのあらわれとしてこのような補助対象率の差がその時点においてあつたといふふうに理解をしております。したがいまして、後追い的ではございますけれども、われわれはこの格差については普及率の状況の違いでありますとか、あるいは地方公共団体の財政力の違いでありますとか、あるいは御承知のことであるとかいろいろ申し上げておりますが、そういうこともまさに事実であろうかと思ひますけれども、やはり直接的にはそのような歴史的経過に基づく部分が多いかと思つております。

○栗林卓司君 ということはたしか審議会の答申にもあったと思いますが、この格差は縮めていく

方が望ましいという御趣旨だらうと思います。そのお答え、そうでございますと、いうお答えで結構なんですが、それとあわせて、今回の第五次の計画額を配分するに当たつて一般都市が五五%，指定都市が四五%，從来は五〇対五〇だったようになりますが、若干一般都市の方に比重をかけたというようになつているようであります。この補助対象率の格差をそのままにしながら一般都市に比重をかけています。指定都市の方は従来五〇だったものが四五になる。そのことだけを見ますと指定都市はまあまあの水準に来たんだからということをいかにも言つていて受け取られがちなんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(升本達夫君) 一般都市が歴史的経過もさりながらそれが現状まで長期間にわたつて継続しているということの背景には、一般都市が大都市に比べて下水道の整備が比較的におくれているという事情があるわけでございまして、そのようなることで、われわれといたしましてはやはり今までの整備状況にかんがみますとこれからは、指定都市の整備ももちろん大事でございますけれども、さらには一段と一般都市についても整備の促進を図つていく必要があるであろうということから、補助対象率をじることができない状況のままにあるけれども、とりあえず一般都市について助成のシフトを少し強めてみたらどうであろう。これについては国土全体についての先ほど申し上げております定住構想というような大きな国土計画を踏まえた趣旨もござります。

○政府委員(升本達夫君) 限りある財源の利用の仕方といたしまして、現在の普及率に着目して段階差を設けるということも一つの方法ではあるかと思います。しかしながら、私どもこれは単に下水道の仕事だけではなくて、現在のわが国の法制度下におきまして大都市にはいろいろな権限も授権されておりますし、それから財政面におきましても一般都市とは違う状況、違う条件を踏まえておるということもございます。したがいまして、大都市としてくるのがあるいは余りにも少し目が粗過ぎるではないかといふ御指摘はもちろんで、あるうかと思ひますけれども、一つの段階を設ける指標としてはそのような諸制度との兼ね合いを考えて大都市という単位を用いるのもやむを得

ないのかなという感じを持つておるわけでござります。

もう一つは、普及率を直に基準とするということになりますと、見方によりましては後発の方に比重を重くするということにも言われかねない。

つまり、非常に今まで營々努力をされてほとんど一〇〇%近く実施をした市もございます。このような市から言わせますと、われわれ並みの苦労をやはりしてもらいたいという御要望もあるうかと思います。そのようなことでグレーブを一般的な自治法、諸制度の一般的なグレーブを一般的でとることがやむ無難な方法であろうかというようないいえども、いまちょっと探していくわからないんですが、使用料の算定の中に資本費も加えるべきであるという提言が、先ほど申し上げました自治省の準公営企業室の報告書にもありますし、それからどこかの審議会のあれにもあったと思います。それで、資本費も使用料の中に入れることの適否は別にしまして、しかしあれだけ初期投資の高いものを受けたとしてほうつておいていか、いまの地方財政の現状からいつどうかとなりますと、資本費を加えるというのも私は一つの議論だと思います。

そのときに、いまの補助対象率の格差はなるほどいまお答えのように、指定都市、大都市でいろいろばついておるかもしらぬけれども、確かに指定都市といい大都市というだけの実態はあるはずであるという御議論はざることはながら、それで補助対象率を分けてまいりますと、しかもその結果が資本費を使用料に算入する場合に格差が出てくる。私はむしろ下水道について補助をするんだから差をつける方がおかしいんではないか。なるほど下に厚くということになれば先ほどおっしゃった御議論があるかもしらぬ。といつて上に厚くというわけにもいかぬ。そもそも下水道というものは一体だれがつくるんだろうか、それを国はどのようにで補助をするのかと考えてまいります

と、あの地方だけは見なきやいかぬし、この地方は見なくともいいという議論は私なかなか立たない。それこれ考えまして、いまお話しのようないいえども、少なくも水質保全等を含めて下水道に、指定都市、一般都市と分かれているものはやむを得ない。それで、あなたがち普及率だけで物が言えないとおっしゃるんでございましたら、むしろ思い切ってこれを一つにしながらそろえていく、そちらの方がこれから使用料の算定の方向ともにらみ合わせてとるべき道ではないかと思いまが、いかがですか。

○政府委員(升本達夫君) 使用料の算定に当たつて、補助対象率が低いことが資本費のかぶりを結果として大きくなるおそれがあるということは御指摘のとおりだらうと思います。したがいまして、国民の負担の均等などいう点から言いますと、できるだけそのような原因を与えるような補助対象率格差というのではなくしていく方向に努力をすべきであるという御指摘については、そのとおりであるうと思っております。

○栗林卓司君 使用料を見ますと、これは各地方自治体がかかるべく議会に譲りながら決めるこ

とありますから、国としてとかくのことは言える範囲ではありませんけれども、使用料を各都市で

見ますと、たとえば五十立米で言いますと横浜が一千三百六十円、東京が四千二十五円、神戸が千

七百二十円、川崎千八百八十円、札幌二千四百円

と非常にばらついているわけです。このばらつき

は、これは各地方の議会並びに首長の方が御相談

されながら決めるわけでありますし、それぞれの方法とどちらを選択するかといった場合には、建設

省としてはなるべく流域下水道の方をお選びくだ

さい、したがつて補助率も高いんですと、こうい

うことですか。

○政府委員(升本達夫君) いろいろな御批判はあるかと思いますけれども、私どもの考え方でござ

りますと、先ほど申し上げておりますように、

下水道法で、水質環境基準の達成等の必要性で流

域別にその下水道の整備を図つていくべき地域に

ついては、総合的な計画をつくつて検討せよとい

う形になつておりますので、いわゆる流統計画と言

つております。この流統計画という考え方に基づ

ておりまます。この流統計画といふ考え方には

つきましてその地域に社会的な意味でも経済的な意

味でも最も最適な効果を生むというような整備方

法を選択する、こういうたてまえに立つて、まず

集約できるものあるいは水質を保全する必要上下

流域に集約しなければならないというような観点か

ら流域下水道が選択されるものと私どもは確信を

いたしております、そのような立場で適切な計

画に基づいて流域下水道なりあるいは公共下水道が実施されているものと考えております。

公共下水道に比べていい率になつてゐるわけですが、これはどういう理由ですか。

○政府委員(升本達夫君) 流域下水道は、御承知のとおり河川の流域単位で考えまして、県が事業主体となつて集約的に行つた方がいいと考えられますと、どちらの道を選択しようとは地方自治体の皆さん御決定で結構あります。ただどっちかにしてくださいといふ立場なのが、いやこつちがいいんです、したがつて補助率も差をつけてありますということな

のが、そこなんですが。

○政府委員(升本達夫君) 先ほどの流統計画の立

案、それに基づきます下水道整備計画を決定する

に当たりまして、その地域、地勢の状況、それか

ら水域の状況等を勘案いたしまして、公共下水道

と流域下水道と選択できるところと選択できな

ところ、つまりその市町村から公共下水道によ

る処理水を排出されては河川の水質が維持できな

いという場所と両方あらうかと思うわけです。後

者の場合におきましては、これは水質環境基準の

達成という観点から、どうしてもわれわれとして

は流域下水道によらざるを得ないと判断をしなけ

ればならないと思うわけでございまして、そのよ

うな場合にもこれはあくまでも公共団体の選択で

ござりますとはちよと申しにくいかと思うわけ

でございます。

○栗林卓司君 下水道にいろんな下水が流れ込

てくるわけですから、その流してくる原因で

ある大もとを考えますと、普通の素人議論とし

ては、まず原因者のところとなるべく水はきれいに

してもらおうではないか、その次は管で引いて集

めてきて下水処理場でまたきれいにしようじやな

いが、それでもだめなものは三次処理をしようじ

やないかと、それそれがそれに公益のために

がんばつてもらいたいと思います。そういう仕

組みに一番近いシステムが組み立てられることが

いいんだと仮しますと、流域下水道というこ

とにになると全部ひつくるめて集めて處理ですから、

どこの原因者がどうなつているのかさかのぼつて

調べるということはなかなかできないし、またそ

の気持ちも出でてこない。ところが、ある市町村の公共下水道ということになると、自分のところの下水道でありますから、より原因者にさかのぼつてのための細かい管理ができるかも知れない。これは感じではなくて実際に運営してみるとそういった面が多々あるのではないか。これが私は流域下水道がいいのか公共がいいのかというのだがいまだ議論されている一つの面だと思うんです。だから、地域住民がどちらを選ぼうとそれはあなたの方の御自由、ただ、おしゃったようにそこから流されたら川は困ってしまうという客観的な事情があるんだつたらそれはまた特にそこだけを考えればいいんであって、流域でも済むのか、個々の市町村が個々にやるのか、これはあくまで自由であります。したがって補助率は差をつけませんという方が本当じやないです。

○政府委員(升本達夫君) これは全国だんだんこの流域下水道の施行個所が広がつてしまりますと、おっしゃるような疑問点が生ずる可能性があるうかと思います。しかしながら、当面ティピカルな形で考えられた流域下水道におきましては、これは緊急性の点から言いましてもあるいは水質保全の点から言いましても、どうしても流域下水道という形で集約し、しかも急いで整備しなければならないと考えられる個所が相当数ございます。そのような個所につきましては、これは公共団体の意図ももちろん參照はいたさねばなりませんけれども、あるいは部分的にその意図に反しては、やはりそのように大きな形で集約され、広域に影響効果を与えるような施設についてより促進を図りたいという気持ちになることについても、これは御理解を賜りたいと思うわけでございます。

ただ、このような今後の状況におきまして、流域下水道がかなり各地域に広く広がりを持つて進行始めるということになりました場合に、おつ

しゃるようだに、決定的にその流域下水道によらない共団体の意見を参考しながら、まさにより適切な整備方針が得られるよう私どもも留意をいたしてまいりたいし、公共団体にもお願いをしてまいりたいと思っております。

○栗林卓司君 では、これで質問を終わりますけれども、最後にこれは御注文だけ申し上げておきたいと思います。この下水道整備五カ年計画も第二臨調の例外といふわけには私はならなかろうと思うんです。それを頭に置かないでこれまで議論してまいりましまけれども、実際には秋以降は先ほどの社会経済計画、それもまさしく見直しをしなければいけないかもしらぬし、よほどの覚悟でこれは取り組んでいかないといかぬ。しかも下水道は急がなければいかぬ。そういう中でいろんな創意工夫が私はこの分野でも求められると思います。たとえば覆蓋についていま補助金が出ておりまます。あれだけ本当にここまで国がめんどうを見なきゃいけないんだろうか。処理場の周辺の緑地まで見なきゃいかぬのだろうか。見れたころはよかつたんできました。これからは私はそういうことがだんだんできなさい時代に入ってきたと思いますし、その中で地方住民の皆さんと話をしながらお互いに力を合わせて、しかもおくれている下水道をどうやって整備をするか、それは多少架空の数字に近いものを並べて四四%がどうだこうだという議論以上によつて私は切実なきょうの問題だと思いますので、恐らく秋以降また今度は具体的にお尋ねをすることになりますが、ぜひその点について御配慮いただきたいと思います。

○委員長(宮之原貞光君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮之原貞光君) 御異議ないと認めま

す。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですが、こ

れより直ちに採決に入ります。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手をお願いします。

〔賛成者举手〕

○委員長(宮之原貞光君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○西ヶ久保重光君 私は、ただいま可決されました下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共产党、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、従来の五箇年計画における実績にかんがみ、新計画に基づく事業の推進に当たつては、事業量の確保及び普及率の目標を達成するため、特段の努力をすること。

二、下水道の整備を促進し、地方公共団体の財源の確保を図るため、公共下水道の補助率の引上げ及び補助対象範囲の拡大と一般都市、指定都市間の格差の是正に努めるとともに、方針策定に努めること。

三、下水道の整備に当たつては、良好な環境の確保を図るために、地域住民の意向を尊重し、自然環境と地域の実情を配慮した事業計画の策定に努めること。

四、下水の処理に当たつては、下水道の機能を

保全し、資源の有効利用の推進を図るために、特定施設に対する監督、監視体制を強化し、有害物質の規制の徹底を図るとともに、中小企業の除害施設の設置に關し、助成措置の拡充に努めること。

五、三次処理及び下水汚泥の処理技術の開発、実用化並びに処理水の再利用の促進を図ること。

六、受益者負担金等の需要者負担が過大にならないよう適切な措置を講ずること。

七、本附帯決議案に賛成の方の举手をお願いいたします。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(宮之原貞光君) ただいま西ヶ久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(宮之原貞光君) 本附帯決議案に賛成の方の举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長(宮之原貞光君) 全会一致と認めます。よつて、西ヶ久保君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(宮之原貞光君) 本附帯決議案に賛成の方の举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長(宮之原貞光君) ただいま下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきましては、斎藤建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。斎藤建設大臣。

ただいまの決議に対し、斎藤建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(斎藤滋与史君) ただいま下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきましては、慎重御審議の上全会一致をもつて御可決をいたしました。

審議中における委員各位の御高見につきましては、その趣旨を生かすよう努めるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、今後の運用に万全を期してまいる所存でございます。委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ございました。

成につきましては、これを委員長に御一任願いたた。

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮之原貞光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮之原貞光君) 次に、住宅・都市整備公団法案を議題といたします。

まず、政府から速旨説明を聽取いたします。斎藤建設大臣。

○國務大臣(斎藤滋与史君) ただいま議題になりました住宅・都市整備公団法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

わが国の住宅事情は、量的には一応充足し、質的にもかなり改善されてきておりますが、住生活の向上、改善に対する国民の要望には依然として根強いものがあり、今後とも住宅の質や住環境等に関する国民の需要動向を十分に見きわめつつ、健康で文化的な生活を営むに足りる良質な住宅、宅地の供給を図り、居住水準の向上に努める必要があります。

また、今後都市化が一層進展することを考慮いたしまして、都市の整備に当たっては、良好な住宅、宅地の供給と健全な新市街地の整備とを一層推進してまいるとともに、大都市地域を中心として都市機能の更新、良好な居住環境の形成等を図るため、既成市街地の再開発及び根幹的な都市公園の整備を強力に推進する必要があります。

このような現状から見て、これから住宅、都巿政策においては、住宅、宅地の供給と都市の整備との相互の関連に十分配慮しながら、これらを総合的、一体的に推進していくことが緊要な課題であります。

このため、これまで住宅、宅地の供給及び健全な市街地の整備を推進してきた日本住宅公団と宅地開発公団とを一般の行政改革を契機として統合し、新たに住宅・都市整備公団を設立し、この新たな公団に、住宅事情の改善を特に必要とする都市地域において、良質な住宅、宅地の大規模な供

給を行わせるとともに、健全な市街地の造成、都市の再開発、根幹的な都市公園の整備等を行わせることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、日本住宅公団及び宅地開発公団を解散し、新たに、住宅・都市整備公団を設立することとあります。新公団は、両公団がその解散時に

いて行っている業務を引き続き行うこととし、こ

のため新公団は両公団の一切の権利及び義務を承継することとしております。

第二に、新公団の業務につきましては、現在両公団が実施している住宅、宅地の供給及び健全な市街地の整備の業務を引き続き新公団の業務として推進することといたしますとともに、新たに、

都市機能の更新等を主目的とする都市の再開発及び都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこととするほか、これらの業務に

関して地方公共団体等に対して技術の提供等を行

うこととしております。

第三に、宅地開発公団の場合と同じく新公団につきましても、関連公共施設の整備を当該公共施設の管理者にかわって新公団が行うことができる

こととともに、関連公共施設の整備に伴う地方公共団体の財政負担を軽減するために関連施設整備事業助成基金を設けることとしており

ます。

第四に、資本金、管理委員会、財務及び会計等について所要の規定を設けております。また、役員につきましては、日本住宅公団と宅地開発公団との役員の合計は二十四名であります。新公団では十九名以内とすることがあります。

第五章 財務及び会計 (第四十九条—第六十一条)

第六章 財務及び会計 (第四十九条—第六十一

条)

第七章 監督(第六十二条—第六十三条)

第八章 雑則(第六十四条—第六十七条)

第九章 執則(第六十八条—第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 住宅・都市整備公団は、住宅事情の改善

を特に必要とする大都市地域その他の都市地域において健康で文化的な生活を営むに足りる良好な居住性能及び居住環境を有する団体住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、当該地

域において健全な市街地に造成し、又は再開発するため市街地開発事業等を行い、並びに都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこと等により、国民生活の安定と

福祉の増進に寄与することを目的とする。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であ

りますが、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御

可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(宮之原貞光君) 以上で説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

(法人格)

第一条 住宅・都市整備公団(以下「公団」といいう。)は、法人とする。

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、附則第六条第四項及び附則第七条第四項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた額の合計額とする。

2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ

る。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもつて出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、住宅・都市整備公団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十四条及び第五十条の規定は、公団について準

用する。

第二章 管理委員会

(設置)

第八条 公團に、管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(権限)

第九条 公團の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならぬ。

(組織)

第十条 委員会は、委員五人及び公團の総裁をもつて組織する。

1 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)

第十二条 委員は、建設大臣が任命する。

2 委員のうち一人は、公團に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格事項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 政府職員（非常勤の者を除く。）
二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公團と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらのが法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかな

る名称によるかを問わず、これと同等以上の

職権又は支配力を有する者を含む。）

(委員の解任)

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

3 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

4 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

5 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

6 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

7 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

8 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

9 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

10 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

11 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

12 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

13 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

14 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

15 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

16 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

17 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

18 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

19 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

20 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

21 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

22 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

23 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

24 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

25 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

26 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

27 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

28 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

29 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公團を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公團の業務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、公團の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

12 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

13 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

14 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

15 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

16 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

17 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

18 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

19 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

20 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

21 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

22 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

23 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

24 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

25 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

26 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

27 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

28 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

29 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

30 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

31 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

32 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

33 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

34 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

35 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

36 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

37 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

38 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

39 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

40 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

41 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

42 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

43 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

44 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

45 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

46 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

47 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

48 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

49 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

50 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

51 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

52 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

53 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるとき。

員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第一十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代理人の選任)

第二十六条 総裁、副総裁及び理事は、公團の職員のうちから、公團の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理権の制限)

第一十五条 公團と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が公團を代表する。

(職員の性質)

第二十七条 公團の職員は、総裁が任命する。

(役員の公務員たる性質)

第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

(職員の任命)

第二十九条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 市街地において公團が行う住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行ふこと。

四 次に掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

イ 公團が行う住宅の造成を除く。)と併せて

整備されるべき公共の用に供する施設

口 公團が建設する住宅の居住者又は公團が造成する住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供する施設

五 次に掲げる施設の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

イ 前号イ及びロに掲げる施設

ロイに掲げるもののほか、公團が行う住宅の用に供する宅地の造成と併せて整備されるべき健全な市街地の形成のため必要な施設

六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業を施行すること。

七 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業を施行すること。

八 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による流通業務団地造成事業を施行すること。

九 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十年法律第百十号）による流通業務団地造成事業を施行すること。

十 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業を施行すること。

十一 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業を施行すること。

十二 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業を施行すること。

十三 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）による地方鉄道業を行うこと。

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道業を行うこと。

十五 公團が行う第六号に掲げる事業（土地区画整理法第三条の二第二項の規定により行うものに限る。）又は第十号に掲げる事業（都市再開発法第二条の二第四項第一号の規定により行うものに限る。）と併せて行うこと。必要であると認められる業務で次に掲げるものを行うこと。

イ 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを促進するための宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡

ロイに掲げる宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡

ハ イに掲げる宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うこと

が必要である場合におけるそれらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

ハイに掲げる宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うこと

が必要である場合におけるそれらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

ハイに掲げる宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡

ハイに掲げる宅地の造成と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うこと

が必要である場合におけるそれらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

三 市街地において公團が行う住宅の建設（第一号の規定によるものを含む。）と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行ふことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設の建設及び賃貸その他の管理

四 前項第六号、第十号又は第十五号の業務の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設及び賃貸その他の管理及び譲渡

五 住宅の建設又は宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡

六 集住住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理

七 前項第十三号又は第十四号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設と密接な関連のある施設の建設

八 住宅及び宅地の供給、市街地の計画的開発整備並びに都市公園の整備のために必要な調査及び技術の提供

九 公團は、前二項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 第一項第十三号又は第十四号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のものの建設と一体として事務所、店舗、倉庫等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設と一体として事務所、店舗、倉庫等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設を行ふこと。

二 委託に基づき、第一項第十三号又は第十四号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のものの建設と一体として事務所、店舗、倉庫等の用に供する施設の建設を行ふこと。

三 公團は、前項第三項の業務を行ふ場合においては、建設省令で定める基準に従わなければならぬ。

四 公團は、第一項第六号又は第十号の業務で土地区画整理法第三条の二第二項又は都市再開発法第二条の二第四項第一号の規定により行うもの及び第一項第十五号の業務については、地方

二 宅地の造成及び賃貸その他の管理

三 市街地において公團が行う住宅の建設（第一号の規定によるものを含む。）と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行ふことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設の建設及び賃貸その他の管理

四 前項第六号、第十号又は第十五号の業務の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設及び賃貸その他の管理及び譲渡

五 前項の要請に従わなければならぬ。

六 公團は、第一項第十三号及び第十四号の業務は、人口及び産業が過度に集中している大都市の周辺の地域において大規模な住宅の用に供する宅地の造成を行ふ場合であつて、当該宅地の利用者のための鉄道又は軌道による輸送力を確保する必要があるときに、行うものとする。

七 第三十条 公團は、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡、前項第一項第三号、第四号ロ及び十五号ハの施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに同項第十六号の公園施設の設置及び管理を行ふ場合には、他の法令により定められた基準がある場合においてその基準に従うばかり、建設省令で定める基準に従つて行わなければならない。

八 公團は、前項の建設省令で定める基準においては、前条第一項第一号の住宅又は同項第二号の宅地の譲受人の選定方法に関し、一定の特別住宅債券又は住宅・都市整備公団宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅又は当該宅地の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券又は住宅・都市整備公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

九 公團は、前項第三項の業務を行ふ場合においては、建設省令で定める基準に従わなければならぬ。

十 公團の建設に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設で政令で定めるもの建設若しくは賃貸その他の管理、当該団地の居住環境の維持若しくは改善又は第二十九条第一項第六号、第十号若しくは第十五号ハの業務によつて建設された事務所、店舗等の用に供する施設の

| |
|---|
| 賃貸その他の管理に関する業務を行う事業に投資(融資を含む。)をすることができる。 (業務方法書) |
| 第三十二条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 |
| 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令・建設省令で定める。 |
| (地方公共団体の長の意見の聴取) |
| 第三十三条 公団は、住宅の建設又は宅地の造成をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聽かなければならぬ。 |
| (道路法等の特例) |
| 第三十四条 公団は、第二十九条第一項第四号の業務を行う場合において、その業務が建設省令で定める規模以上の宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって当該工事を施行することができる。 |
| 一 道路法(昭和二十七年法律第二百八十八号)による道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。)の新設又は改築に関する工事 |
| 二 都市公園(都市公園法第二条第一項第一号に該当するものに限る。)の新設又は改築に関する工事 |
| 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道の設置又は改築に関する工事 |
| 四 河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)による一級河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事 |
| 五 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。)を施行する。 |
| 6 共同の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事 |
| 2 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。)を施行する。 |
| 3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。 |
| 4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。 |
| 5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。 |
| 第三十五条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、当該特定公共施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。 |
| 2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならぬ。 |
| 一 道路法第十条の路線の廃止又は変更 |
| 二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更 |
| 三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止 |
| 四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更 |
| 五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更 |
| 6 河川法第五条第六項(同法第二百条において準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止 |
| 3 前条第五項の規定は、公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止した場合に準用する。 |
| 4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。 |
| 5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は政令で定める。(審査請求) |
| 6 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担する場合には、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」といいう。)の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。 |
| する場合には、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」といいう。)の管理者に代わってその権限を行うものとする。 |
| 3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。 |
| 4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。 |
| 5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。 |
| 第三十六条 第三十四条第五項の規定による工事の完了の公告のあつた特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川である場合には、国)に帰属するものとする。 |
| 第三十七条 公団が第三十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助について、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみなす。 |
| 2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、公団に交付するものとする。 |
| 3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。 |
| 4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。 |
| 5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は政令で定める。 |
| 6 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。 |
| 3 土地区画整理事業の事業計画を立てるときは、地区画整理事業の事業計画を立てる。以下この条において同じ。を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。 |
| 4 公団は、前項に規定する認可の申請をしようとするときは、第四項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。 |
| 5 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、第四項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。 |
| 6 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行規程及び事業計画 |
| 第三十九条 第三十四条第二項の規定により特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。 |
| 4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。 |
| 5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。 |
| 6 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。 |
| 第三十六条 第三十四条第五項の規定による工事の完了の公告のあつた特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者とみなす。 |
| 第三十七条 公団が第三十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助について、当該特定公共施設の管理者とみなす。 |
| 2 前項の規定により国が当該特定公共施設の新設等に関する工事を施行するものとみなす。 |
| 3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。 |
| 4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。 |
| 5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は政令で定める。 |
| 6 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行規程及び事業計画を二週間に亘り地区画整理事業の実施に係る方針を公衆の総覽に供しなければならない。 |
| 3 土地区画整理事業の事業計画を立てるときは、地区画整理事業の事業計画を立てる。以下この条において同じ。を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。 |
| 4 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、第四項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。 |
| 5 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行規程及び事業計画 |
| 第三十九条 第三十四条第二項の規定により特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。 |
| 4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。 |
| 5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。 |
| 6 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。 |
| については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。 |
| 請求をすることができる。ただし、他の法令によつて不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。 |
| 第三十九条 第三十四条第二項の規定により特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。 |
| 4 |

留地は、同法第三百三十三条第四項の公告があつた日の翌日において、公団が取得するものとする。

(都道府県知事又は市町村長が施行する土地地区画整理事業の費用の負担)

第四十八条 公団は、土地地区画整理法第三条第四項前段の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する地区画整理事業で、建設大臣が公団の行う住宅の建設又は宅地の造成のために必要であると認めたものについては、その地区画整理事業に要する費用の全部又は一部を負担する。

2 前項の場合において、公団が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と当該都道府県又は市町村とが協議して定める。

3 第四十五条第四項の規定は、前項の協議が成立しないときについて準用する。

4 土地区画整理法第三百十八条第三項の規定は、同法第三条第四項前段の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する地区画整理事業で、第一項の規定により公団がその費用の全部又は一部を負担するものについては、適用しない。

第六章 財務及び会計

第四十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第五十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

これを受けようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に開示する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(決算)

第五十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年の七月三十一日までに完結しなければならない。

2 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

【財務諸表】

「財務諸表」というを作成し、決算完了後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 公団は、住宅・都市整備業務に係る勘定において、第一項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手続その他の納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び債券)

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(区分経理)

第五十三条 公団の経理については、第二十九条第一項第十三号及び第十四号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務に係るものとその他の業務(以下「住宅・都市整備業務」という)に係るものとそれらを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第五十四条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(住宅・都市整備業務に係る勘定における勘定に係る残余の額から第五十九条第五項に基づき同条第一項に規定する関連施設整備事業助成基金に充てた額を控除した額)おいては、当該勘定に係る残余の額から第五十九条第五項に規定する関連施設整備事業助成基金により計算した額)のうち政令で定める基準により計算した額)を受ける。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による住宅・都市整備債券又は第二項の規定による特別住宅債券若しくは宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第六章 財務及び会計

第五十五条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債その他の建設大臣の指定する有価証券の信託

(関連施設整備事業助成基金)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかると、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約を行うことができる債務を除く)について、保証することができる債務を除く)について、保証することができる。

(債務保証)

第五十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金、住宅・都市整備債券、特別住宅債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(償還計画)

第五十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債その他の建設大臣の指定する有価証券の信託

(関連施設整備事業助成基金)

第五十九条 公団に、第三十七条第四項の規定による支払金及び第二十九条第一項第四号の施設整備事業助成基金に充てた額を控除した額

又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設整備事業助成基金(以下「基金」という)を

額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、住宅・都市整備業務に係る勘定において、第一項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手続その他の納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び債券)

3 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をして、又は住宅・都市整備債券を発行することができる。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第二十九条第一項第一号の住宅又は同項第二号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は住宅・都市整備公団宅地債券(以下「宅地債券」という)を発行することができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による住宅・都市整備債券又は第二項の規定による特別住宅債券若しくは宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第五十九条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債その他の建設大臣の指定する有価証券の信託

(関連施設整備事業助成基金)

第五十九条 公団に、第三十七条第四項の規定による支払金及び第二十九条第一項第四号の施設整備事業助成基金に充てた額を控除した額

又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設整備事業助成基金(以下「基金」という)を

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めたもののはか、住宅・都市整備債券、特別住宅債券又は宅地債券に関する必要な事項は、政令で定める。

置く。

2 政府は、基金に充てるため、公団に交付金を交付することができる。

3 公団は、前項の規定により交付金の交付を受けたときは、その金額を基金に充てなければならぬ。

4 公団は、基金に係る経理については、建設省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

5 公団は、住宅・都市整備業務に係る勘定において第五十四条第一項に規定する当該勘定に係る残余の額があるときは、政令で定める基準により、建設大臣の認可を受けて、その残余の額の全部又は一部の額を基金に充てることができるものとする。

6 基金の運用により生ずる収益は、第一項に規定する利子の軽減に要する費用又は基金に充てるものとする。

7 基金は、建設大臣の認可を受けた場合でなければ、これを取り崩してはならない。

8 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条中「業務上の余裕金」とあるのは、「基金」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、基金の運営その他基金に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第六十条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第六十一条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関する事項は、建設省令で定める。

(監督)

第七章 監督

第六十二条

公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

三 第五十八条第一号（第五十九条第八項において準用する場合を含む。）の指定をしようとするとき。

四 第三十一条第一項若しくは第三項、第五十九条第九項又は第六十一条の建設省令を定めようとするとき。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をしようとするとき。

一 第四条第二項、第三十一条、第五十条第一項、第五十五条第一項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項、第五十七条又は第五十九条第五項若しくは第七項の認可をしようとするとき。

第八章 雜則

(解散)

第六十四条 公団の解散については、次項に規定するもののほか、別に法律で定める。

2 公団が解散した場合において、残余財産があるときは、これを公団に出資した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。

(協議)

第六十五条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

一 第三条第二項、第四条第二項、第二十九条第三項、第三十一条（住宅・都市整備業務に係る部分を除く。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第三項ただし書若しくは第七項（特別住宅債券及び宅地債券に係る部分を除く。）又は第五十七条（特別住宅債券及び宅地債券に係る部分を除く。）の認可をしようとするとき。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をしようとするとき。

三 第五十八条第一号の指定をしようとするとき。

四 第五十九条の規定による主務大臣の

四 第三十条第三項又は第六十一条の建設省令

を定めようとするとき。

2 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第三十一条、第五十条第一項、第五十五条第一項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項、第五十七条又は第五十九条第五項若しくは第七項の認可をしようとするとき。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をしようとするとき。

理業務に関する事項並びに住宅・都市整備業

務に関する事項については、建設大臣

一 第二十九条第一項第十三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

三 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

四 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

五 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

六 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

七 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

八 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

九 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十一 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十二 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十三 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十四 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十五 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十六 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十七 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十八 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

十九 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十一 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十二 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十三 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十四 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十五 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十六 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十七 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十八 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

二十九 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

三十 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

三十一 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

三十二 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

三十三 第二十九条第一項第十四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第七号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、

法律第二百五十一号。以下この条において「法律第二百五十二号」という。)附則第十条第二項又は、その者を当該復帰希望職員とみなして法律第二百五十二号附則第十条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて公団の役員又は職員となつた場合に、第一項の規定を適用する。この場合において、法律第二百五十二号附則第十条第一項中「公団等職員として」あるのは「日本住宅公団又は住宅・都市整備公団の役員又は職員として」と、同条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「住宅・都市整備公団の職員として在職する間」とする。

第十三条 宅地開発公団の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号。以下この条において「法律第七十六号」という。)附則第十二条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続い公団の職員となつたもの(以下この条において「公団関係復帰希望職員」という。)に係る法律第七十六号附則第十二条第二項の規定の適用については、公団及び公団関係復帰希望職員は、それぞれ、法律第七十六号による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)第八十二条の二(第二項に規定する公団等及び公団等職員とみなす。)

の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）。以下この条及び次条において「法律第七十三号」という。附則第十条第一項に規定する法律第七十三条による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二条）号。以下この条において「法律第二百五十二条」という。第百四十四条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き公団の職員となつたもの（以下この条において「公団関係復帰希望職員」という。）に係る法律第七十三条号附則第十条第一項の規定の適用については、公団及び公団関係復帰希望職員は、それぞれ、法律第七十三条による改正前（昭和三十七年法律第二百五十二条）号第二百四十五条第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 公團關係復帰希望職員に係る法律第七十三条号附則第十条第三項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

第十五条 日本住宅公団の解散の際にその役員又は職員として在職する者で、法律第二百五十二条号（以下この条において「法律第二百五十二条」という。）第百二十七条第二項又は第二百二十八条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて公団の役員又は職員となつた場合は、その者を当該復帰希望職員とみなして法律第七十三条号による改正前の法律第二百五十三条号第一百二十七条第二項から第四項まで又は第二百二十八条及び法律第七十三条号附則第十条の規定を適用する。この場合において、法律第七十三条による改正前の法律第二百五十三条号第一百二十七条第二項中「公団等職員として」とあるのは「日本住宅公団又は住宅・都市整備公団の役員又は職員として」と、「公団等職員である間」とあるのは「日本住宅・都市整備公団の役員又は職員である間」と、「公団等職員であった間」とあるのは「日

本住宅公団又は住宅・都市整備公団の役員又は職員であった間」と、法律第七十三号による改正前の法律第一百五十三号第一百二十八条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「住宅・都市整備公団の職員として在職する間」とする。

第十六条 日本住宅公団の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き住宅・都市整備公団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十一項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第二号）附則第十六条の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

第二十条 公團の最初の事業年度の予算、事業計画及び賃金計画については、第五十条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公團の成立後遅滞なく」とする。

第二十一条 次の法律は、廃止する。

(日本住宅公團法及び宅地開発公團法の廃止)

一 日本住宅公團法

（日本住宅公團法及び宅地開發公團法の廃止に伴う経過措置）

第二十二条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本住宅公團法（第十三条及び第二十二条を除く。）又は宅地開發公團法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第二十三条 附則第二十一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 日本住宅公團の役員又は職員として在職した者については、廃止前の日本住宅公團法第五十九条及び第六十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「公團は」とあるのは、「住宅・都市整備公團は」とする。

（北海道開発法の一部改正）

第二十五条 北海道開発法（昭和二十五年法律第一百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条 土地收回法（昭和二十六年法律第一百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「日本住宅公團」を「住宅・都市整備公團」に、「基く」を「基づく」に改める。

（土地收回法の一部改正）

（土地区画整理法の一部改正）

第二十七条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項を次のよう改める。

4 住宅・都市整備公団は、建設大臣が次の各

号に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。

二 前号に規定するもののはか、次条第一項
併せてこれと関連する市街地の再開発を行
うための市街地再開発事業

の政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域のうち特に一体的に一つ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区的全部又は一部について行う市

街地再開発事業

「都市整備公団」に改める

・都市整備公団等」に改める。

第五十八条第一項中「日本住宅公團」を「住宅都市整備公團」に改める。

第五十九条第一項中「日本住宅公団に」を「住

宅・都市整備公団】に、「田本住宅公団総裁」を「住宅・都市整備公団総裁」に改める。

第九十九条の三第一項中「日本住宅公團」を

〔住宅・都市整備公団〕に改める。

四条に改める。

第一百三十三条第一項中「公團」を「公團等(市)」に、
みが設立した地方住宅供給公社を除く。」に、

「又は市町村」を「、市町村又は市のみが設立し

た地方住宅供給公社に改める。

三十九条 筑波研究学園都市建設法（昭和四十一年五月二十二日法律第百四十一号）

五年法律第七十三号の一部を次のように改正する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)
第四十条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第六条第三号中「日本住宅公團を相手方とする日本住宅公團法(昭和三十年法律第五十号)」第四十九条第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地開発公團を相手方とする宅地開發公團法(昭和五十年法律第四十五号)第三十四条第二項に規定する「若しくは住宅・都市整備公團を相手方とする住宅・都市整備公團法(昭和五十年法律第六号)」第五十五条第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地開發公團法(昭和五十年法律第六十七号)」を「若しくは住宅・都市整備公團を相手方とする住宅・都市整備公團法(昭和五十年法律第六号)」に改める。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)
第四十一条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
新都市基盤整備法の一部改正
第四十二条 新都市基盤整備法の一部を次のように改正する。
第六条及び第十三条第一項中「日本住宅公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。
第二十二条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「日本住宅公團・宅地開發公團」を「住宅・都市整備公團」に改め、同条第三項中「日本住宅公團・宅地開發公團」を「住宅・都市整備公團」に、「日本住宅公團・宅地開發公團」を「住宅・都市整備公團」に改め、同条第三項中「日本住宅公團・宅地開發公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。
第二十五条第一項中「日本住宅公團・宅地開發公團」に、「添附」を「添付」に改める。

公団法(昭和二十年法律第五十三号)第三十六条及び第五項から第十五項まで」を「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第二号)第四十一条第五項から第十五項まで」に改め、「宅地開発公団法(昭和五十年法律第四十五号)第二十八条及び」を削る。

第二十六条第一項中「日本住宅公団法第三十六条第十一項」を「住宅・都市整備公団法第四十四条第一項」に改め、「宅地開発公団法第十八条及び」を削り、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十七条第一項中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条第四項中「日本住宅公団法第十九条の規定は日本住宅公団に置かれる審議会の委員について、宅地開発公団法第十八条の規定は宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団法第十七条の規定は住宅・都市整備公団」に改める。

第二十八条第一項中「日本住宅公団総裁、宅地開発公団総裁」を「住宅・都市整備公団総裁」に、「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同条第三項中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「日本住宅公団法第十七条の規定は日本住宅公団総裁の選任する評議員について、宅地開発公団法第十八条の規定は宅地開発公団総裁」を「住宅・都市整備公団法第十七条の規定は住宅・都市整備公団」に改める。

第三十八条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十条及び第五十一条第一項第一号中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

第六十条中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」と、「行なう」を「行う」に改める。

第六十四条第一項第一号中「日本住宅公團法第三十六条第十四項」を「住宅・都市整備公團法第四十一条第十四項」に改め、「宅地開発公團法第二十八条及び」を削り、同項第一号中「日本住宅公團法第三十六条第八項」を「住宅・都市整備公團法第四十二条第八項」に改め、「宅地開發公團法第二十八条及び」を削り、同条第二項中「日本住宅公團・宅地開發公團」を「住宅・都市整備本住宅公團」に改める。

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四十三条 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

日次中「日本住宅公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。

第一条第一号中「日本住宅公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。

第七条第三項中「日本住宅公團又は宅地開發公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。

第八条第一項中「日本住宅公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。

第十九条第三項、第三十条第三項及び第四十三条中「日本住宅公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。

第五十八条第一項中「日本住宅公團」を「住宅・都市整備公團」に改める。

〔国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正〕

第四十四条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第一号)の一部を次のように改

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第五十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第五十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十七号の二及び第二十七条第一項第十号の二中「宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第五十三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の六を削り、第二十二号の七を第二十一号の六とし、第二十二号の八を第二十二号の七とし、第二十三号の五を次のように改める。

二十三の五 住宅・都市整備公団の業務の監督その他住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第二号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「日本住宅公団、宅地開発公団」を「住宅・都市整備公団」に、「基

き」を「基づき」に改める。

第四条第三項中「第二十二号の六」を「第二十二号の五」に、「第二十一号の七」を「第二十一号の六」に、「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に、「土地開発公団」に、「土地区画整理事業、水面埋立事業」を「土地区画整理事業(住宅の建設又は宅地の造成と併せて行うものに限る。)」に、「並びに首都圏の近郊整備地帯」を「首都圏の近郊整備地帯」に改め、「工業団地造成事業」の下に「並びに軌道業」を加え、同条第四項中「並びに同条第二十二号の七」を「同条第二十二号の六」に改め、「関するもの」の下に「並びに同条第二十三号の五に規定する事務のうち住宅・都市整備公団の業務で市街地再開発事業

(住宅の建設と併せて行うもの以外のもので幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものに限りある)、土地区画整理事業(住宅の建設又は宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。)

及び都市公園の整備(住宅の建設又は宅地の造成と併せて行うものを除く。)に係るものに関するもの」を加え、同条第七項中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に、「第二十二号の七」を「第二十二号の六」に、「第二十二号の八」を「第二十二号の七」に、「同条第二十三号の五から第二十三号の七まで」を「同条第二十三号の三を次のように改める。

(建設省設置法の一部改正)

第五十五条 第二項の三を次のように改める。

第三条第二十三号の五に規定する

事務のうち住宅・都市整備公団の経営一般の監督及び業務に関するもの(計画局及び都市局の所掌に属するものを除く。)、同条第二十三号の六及び第二十三号の七」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第五十六条 第二項の三を次のように改める。

(住宅・都市整備公団監理官)

第五十七条 第二項の三を次のように改める。

(建設省設置法の一部改正)

第五十八条 第二項の三を次のように改める。

(建設省設置法の一部改正)

第五十九条 第二項の三を次のように改める。

(公職選挙法の一部改正)

第五十条 第二項の三を次のように改める。

(公職選挙法の一部改正)

第五十一条 第二項の三を次のように改める。

(公職選挙法の一部改正)

第五十二条 第二項の三を次のように改める。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願(第一四〇七号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一四〇八号)(第一四〇九号)
(第一四一〇号)(第二四二七号)

一、小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願(第一四二八号)(第一四二九号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七五二号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一四六一号)(第一四六二号)
(第一四六八号)(第一四七〇号)

一、身体障害者に対する建設行政に関する請願(第一四八四号)(第一四九四号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一四五〇四号)(第一五〇五号)

一、小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願(第一五〇六号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五一〇号)

一、小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願(第一五一二号)

一、身体障害者の有料道路通行料金割引制度改正に関する請願(第一五一三号)

一、小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願(第一五二一號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五二七号)(第一五三〇号)

一、小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願(第一五二九号)(第一五二七号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三〇号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三一號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三二號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三三號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三四號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三五號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三六號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一五三七號)

一、小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願(第一七五〇号)(第一七五二号)
(第一七五三号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七五四号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七五五号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七五六号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七五七号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七五八号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七五九号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六〇号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六一號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六三号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六四号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六五号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六六号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六七号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六八号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七六九号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七〇号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一號)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七二号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七三号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七四号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七五号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七六号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七七号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七八号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七九号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一〇号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一一号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一二号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一三号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一四号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一五号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一六号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一七号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一八号)

一、零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願(第一七七一九号)

第一四二七号 昭和五十六年四月三日受理
零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願

請願者 東京都調布市布田二ノ二二ノ六ク
リスコーポ内 中村君子外八名

紹介議員 阿木根 登君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

第一四二八号 昭和五六年四月三日受理
小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ二二〇ノ一
○ 藤井竜太郎外九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

第一四二九号 昭和五六年四月三日受理
小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願

請願者 東京都日野市南平二ノ六二ノ二三
藤井信夫外九名

この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

第一四二九号 昭和五六年四月三日受理
小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ二二〇ノ一
○ 藤井竜太郎外九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

第一四二九号 昭和五六年四月三日受理
小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願

請願者 東京都日野市南平二ノ六二ノ二三
藤井信夫外九名

この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

第一四二九号 昭和五六年四月三日受理
零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願

請願者 東京都墨田区京島三ノ三ノ五 木
村智次外九名

紹介議員 紅谷 照美君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

第一四二九号 昭和五六年四月三日受理
零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願

請願者 東京都墨田区京島三ノ三ノ五 木
村智次外九名

紹介議員 紅谷 照美君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

第一四二九号 昭和五六年四月三日受理
零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願

請願者 東京都品川区西品川二ノ二ノ三五
鈴木勇一郎外二十二名

紹介議員 坂倉 藤吉君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。
第二五〇五号 昭和五六年四月四日受理
零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願

請願者 東京都品川区小山二ノ五ノ一二
○ 嶋田友三郎外九名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

請願者 東京都目黒区上目黒一ノ一八ノ二
○ 岩崎昇外十二名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

請願者 東京都葛飾区東立石二ノ四ノ二二
小林静子外十名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

請願者 東京都江東区大島七ノ一八ノ二
最上良平外九名

紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

請願者 東京都杉並区方南一ノ五二ノ七
大越利夫外十三名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

請願者 東京都杉並区方南一ノ五二ノ七
大越利夫外十三名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

請願者 東京都杉並区方南一ノ五二ノ七
大越利夫外十三名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

請願者 東京都杉並区方南一ノ五二ノ七
大越利夫外十三名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

請願者 東京都杉並区方南一ノ五二ノ七
大越利夫外十三名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

請願者 東京都世田谷区羽根木二ノ一八ノ
ノ四ノ一〇八 織田晋平外十名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。
第二五二七号 昭和五六年四月六日受理
零細建設業者に対する公共工事の発注等に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧三ノ二二ノ八
鈴木勇次外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

請願者 東京都世田谷区砧三ノ二二ノ八
鈴木勇次外九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

請願者 東京都稻城市大丸一七三 丸山智
司外十一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

請願者 東京都稻城市大丸一七三 丸山智
司外十一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

請願者 東京都稻城市大丸一七三 丸山智
司外十一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。

請願者 東京都稻城市大丸一七三 丸山智
司外十一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

請願者 東京都稻城市大丸一七三 丸山智
司外十一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

請願者 東京都板橋区板橋三ノ五七ノ五
小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願

この請願の趣旨は、第一八九一号と同じである。
第二五八三号 昭和五六年四月七日受理
小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に関する請願

関する請願

請願者 東京都東村山市野口町二ノ一七

神谷善次外二十名

紹介議員 小山一平君

— 1 —

る。」このため、霞ヶ浦の水質浄化を県政上重要な緊急の課題として水源地域整備事業をはじめ、各種の対策に鋭意取り組んでいるが、水質は年々悪化し、抜本的な対策を講じなければ死の湖と化し、茨城県はもとより、首都圏の損失はばかり知れないものがある。

小規模住宅建設への大手住宅企業の参入規制等に
関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋二ノ五
紹介議員 小柳 ノ一三 佐藤福松外九名

勇君

この請願の趣旨は、第一八八四号と同じである。

第一六一一号 昭和五十六年四月七日受理
身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 山形県東根市長濱一、一四九全国
各地賑易會合会山形県支那内

脊髓損傷者連合会山形県支部内
浅野田正吾外十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第三二二五二号
昭和五十六年四月七日受理

第三二七号 明和五一年四月一日 霞ヶ浦水質保全対策の強化に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八

茨城県議会議長 塚本育造

紹介議員 群裕一君

一、水源地域整備事業のうち特に下水道、し尿処理施設の整備並びに廃棄物処理施設の整備等

理施設及び畜産排水処理施設の整備を一層推進する必要があるので、特段の財政措置を講ずる

مدد

二、下水道、し尿処理施設における富栄養化の要

因である窒素及びりんの除去を目的とする施設に対する回収効率を確立する二点。

に效する庫補助制度を確立すること

策の制度化を図ること。

四、湖内しゆんせつ事業の拡大を図ること

五、霞ヶ浦導水事業調査を促進すること。

理由

霞ヶ浦は、首都圈に位置する我が国第一の湖で、その優れた自然環境と豊富な水資源は、今日貴重

な国民共有の資産であり、これを保全し、開発す

ることは首都圏の健全な発展と住民福祉の向上の

ために極めて重要である。しかしながら、霞ヶ浦

は閉鎖性水域であることから、近年水質の悪化が進むべく極めて憂慮される事態に至つていた。

第十二部 建設委員会會議録第六号

昭和五十六年四月二十一日【參議院】

昭和五十六年五月十四日印刷

昭和五十六年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局